

平成22年3月

地域司法計画

(第2期)

三重弁護士会

第2期地域司法計画の策定にあたって	3
第1 地域司法計画とは	4
第2 三重における司法の現状	4
I 県内の司法需要	4
1 裁判所に係属する事件数の変遷と現状	
2 法律相談の件数	
II 三重県の弁護士人口とその推移等	10
1 県内の弁護士数の増加	
2 「増加」の内容	
III 法テラスとの関わり方と連携	13
第3 各分野の司法の状況	15
I 刑事事件	16
1 被疑者国選への対応	
2 裁判員裁判	
II 消費者問題・多重債務問題	18
1 消費者問題とは	
2 相談窓口	
3 三重県消費生活センターとの連携	
4 今後の課題	
III 交通事故とADR	19
1 交通事故の現状	
2 交通事故紛争の解決機関	
3 交通事故センターの活動について	
4 今後の課題について	
IV 高齢者・障害者への対応	20
1 高齢者・障害者を取りまく実情－後見制度の利用状況から	
2 当会の取り組み	
3 今後の課題－より一層の充実に向けて	
V 家庭の問題	22
1 家事紛争の現状	
2 家事紛争の窓口	
3 今後の課題	
VI DV(ドメスティックバイオレンス)	24
1 三重県におけるDV事件の実情	

2	DV事件における今後の課題	
VII	労働問題	26
1	三重県における労働状況	
2	三重県における労働事件の状況	
3	当会の取組み	
4	今後の課題	
VIII	環境問題	29
1	三重県の環境問題	
2	環境問題に対する法的対応	
3	これまでの活動と課題	
IX	子どもの権利	31
1	子どもの権利委員会の設立	
2	現状と課題	
X	民事介入暴力（民暴）	32
1	「民暴事件」とは	
2	当会におけるこれまでの取組み	
3	今後の課題・施策	
XI	犯罪被害者の支援	34
XII	法教育	35
1	法教育の必要性	
2	当会の取組み	
3	今後の検討課題	
第4	これからの司法に対する提言	37
I	市民の常識に合った裁判・裁判所にするために	37
1	はじめに	
2	地家裁委員会（開かれた裁判所運営に）	
II	法曹養成制度と地域司法	40
1	新しい法曹養成制度	
2	新法曹養成制度の光と影	
3	司法修習生の給費制の維持を	
4	法科大学院出身者にアンケート実施	
5	地域司法と法曹養成	
第5	結び	44

第2期地域司法計画の策定にあたって

三重弁護士会は、平成13年6月の司法制度改革審議会最終意見書に基づく来るべき司法制度改革に併せて、誰でもどこでも等しく司法が利用できるような21世紀の地域司法環境造りの一助とするため、平成14年12月、第1期地域司法計画を策定しました。

その後、司法制度改革が進み、平成21年5月21日には裁判員裁判が実施されるに及び司法制度改革は一応の成果を得るに至りました。

しかしながら、これら司法制度改革により、法曹人口・弁護士数の急増、司法過疎解消に向けた取り組み、被疑者国選弁護制度ないし同制度の拡充、また、平成18年10月から日本司法支援センター（法テラス）が業務を開始する等、司法を取り巻く状況ないし環境が大きく変化しました。

今次の司法制度改革については、迅速に制度設計がなされ、かつ実施されたことそのこと自体、「市民の、市民による、市民のための司法」を実現するものとして評価されるべきですが、他方、必ずしも十分とはいえないところがあり、私たちは引き続き「よりよき司法」に向かって前進しなければなりません。

そこで、今一度、地域における司法のあり方及び弁護士・弁護士会が果たすべき役割並びにこれらの計画に関する実現に向けた取り組みを検討・作成することが、「市民のための司法」改革を推進する上で有益であると考え、今般、第2期地域司法計画を策定することとしました。

具体的な内容については、本文に譲りますが、現時点での三重県における司法の問題点を検証し、今後の課題が何かを探求して、「よりよき司法」、「利用しやすい司法」の実現に向けて、ここに第2期地域司法計画を策定し、当会は、この課題に取り組んでいきたいと思えます。

決して十分な計画ではありませんが、当会は、法テラスと連携を図りつつ、県民の皆様の司法ニーズに応えるとともに司法サービスの充実に心がけ、司法の理念である法の支配が県下隅々まで行き渡らせることができるよう務めていく所存ですので、宜しくご理解、ご協力をお願いする次第です。併せて、当会が各種委員会活動を通じて公的な課題ないし問題に取り組んでいることをご理解戴ければ幸甚です。

平成22年3月

三重弁護士会

会長 森 川 仁

第1 地域司法計画とは

地域司法計画とは、市民に身近で利用しやすい司法を実現するという目的のもと、各地域における司法の現状を分析して、今後の課題を明らかにし、政策の提言と合わせて、地域の弁護士会が自らできることを実践していくための計画です。

三重弁護士会では、平成14年12月に、地域司法計画の第一次案（以下「第1期」とします。）を策定しました。「第1期」において指摘された問題点は、裁判官の増員等司法全般の量的・質的拡充の必要性、弁護士過疎偏在問題、法律扶助制度の拡充、公的刑事弁護の拡充などでした。

「第1期」以降、裁判所委員会の設置、裁判員制度の導入、被疑者国選弁護の導入、日本司法支援センター（法テラス）の設置、法科大学院の設置など様々な制度が設けられ、全国レベルで司法を巡る問題状況が激変しました。

そこで、三重の第2期地域司法計画において、「第1期」当時と、何が、どう変化したかを検証し、また、当会が取り組んでいる各分野における現状の分析と課題の析出を明らかにしていきます。

第2 三重における司法の現状

I 県内の司法需要

県内における司法需要を、裁判所に係属する事件数と、法律相談の件数の変遷と現状でたどってみます

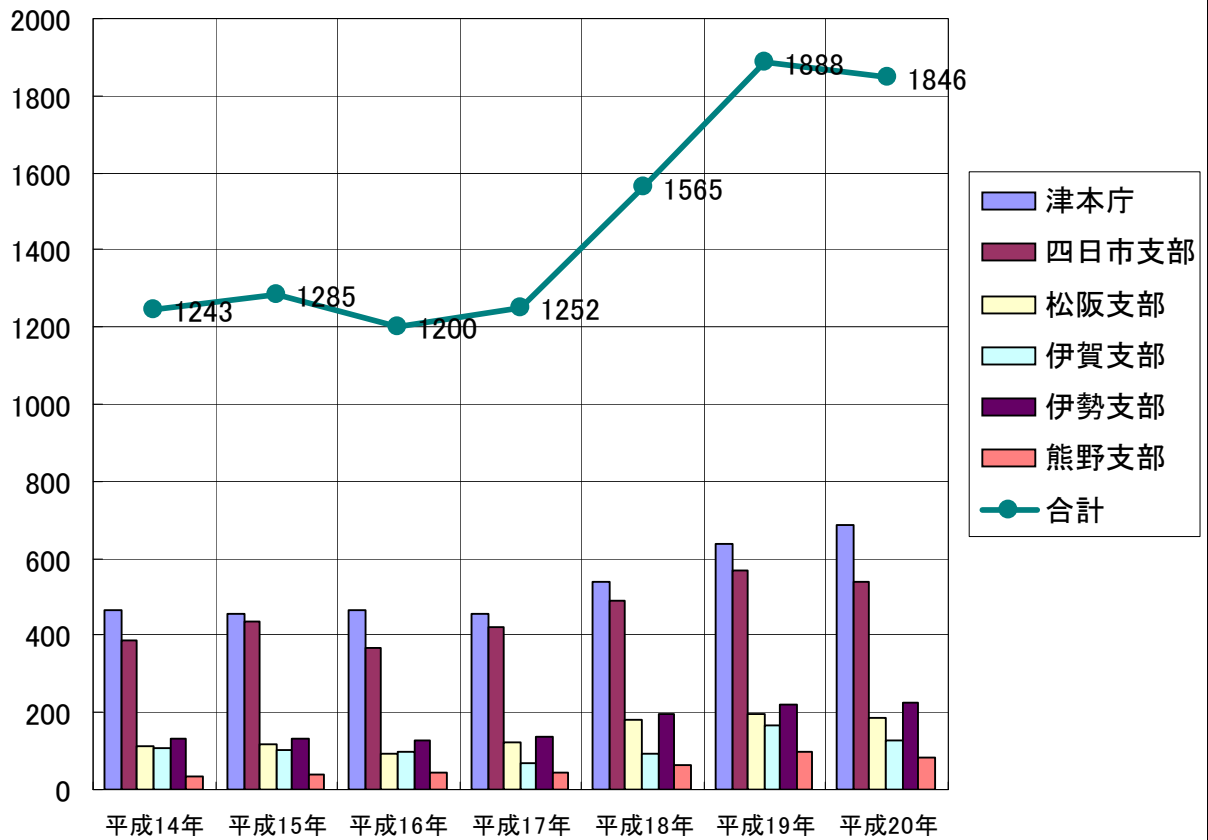
1. 裁判所に係属する事件数の変遷と現状

(1) 民事事件

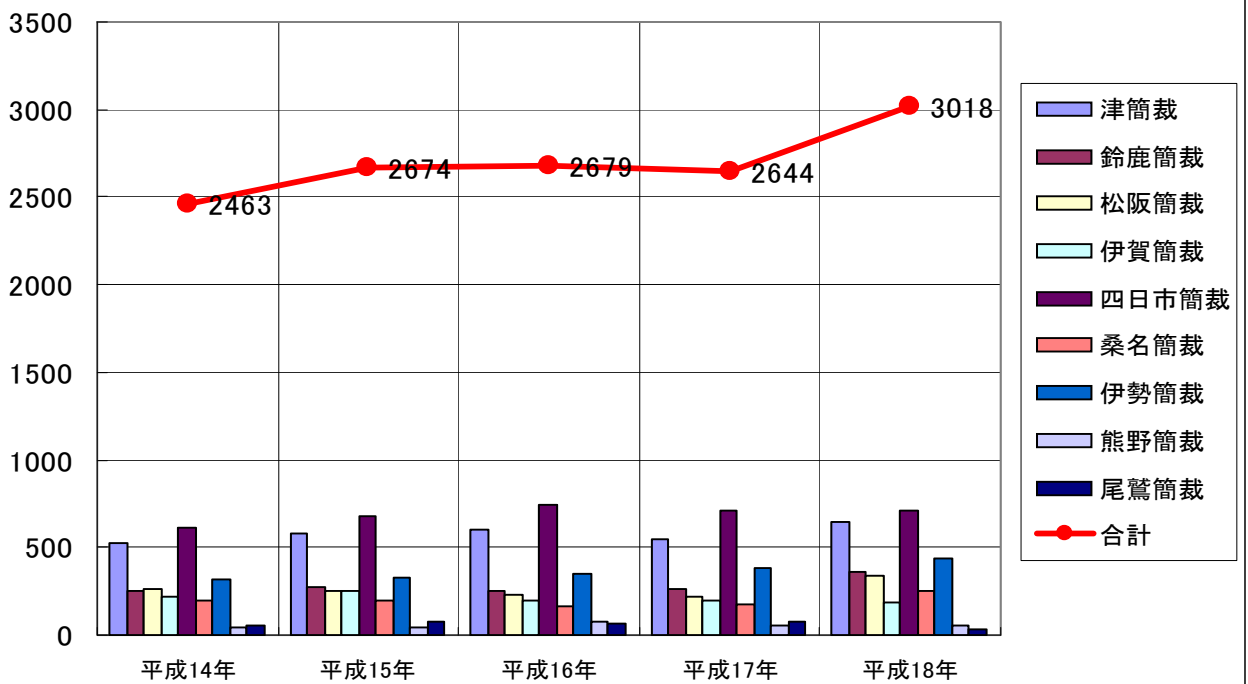
地方裁判所を1審とする、いわゆる（ワ）号事件の新受件数の推移は、下のグラフのとおりです。平成14年度～平成17年度の4年間の新受件数は、1200件～1300件の間で推移していましたが、平成18年度、平成19年度は、それぞれ約300件も増加しています。簡易裁判所の新受件数のデータは、平成18年度までのものですが、やはり、平成18年度に、前年度より大幅に事件数が増加しています。

この「急増」の原因及び事件類型の内訳について、正確な数字を把握することはできませんが、その背景には、過払金返還請求事件の増加に加えて、弁護士数の増加に伴う事件の掘り起こしがあると思われます。

津地裁民事ワ号事件の新受件数

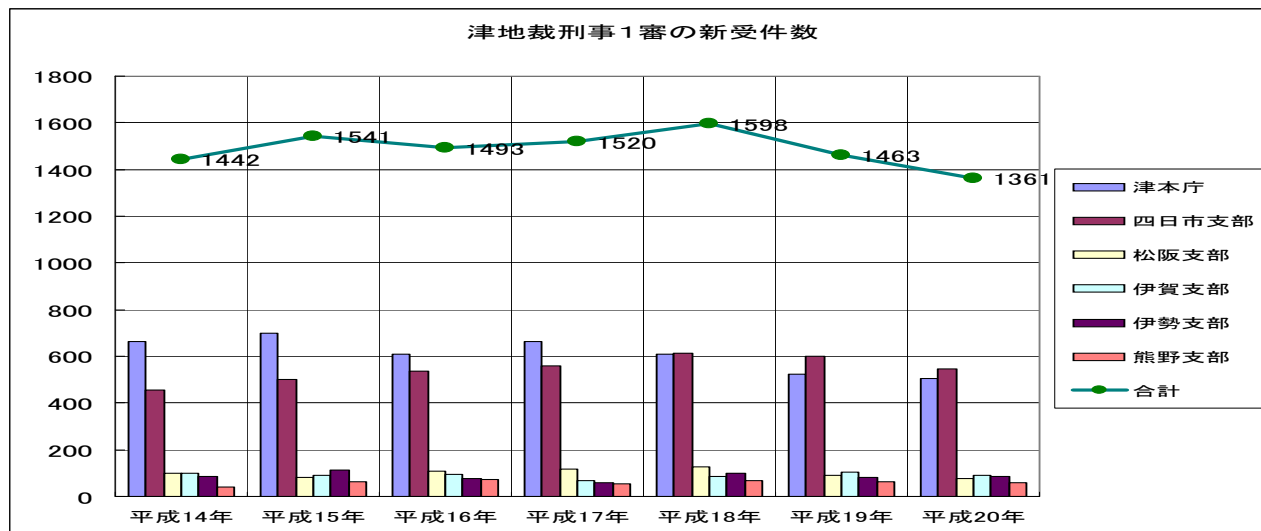


津簡裁民事ハ号事件の新受件数



(2) 刑事事件

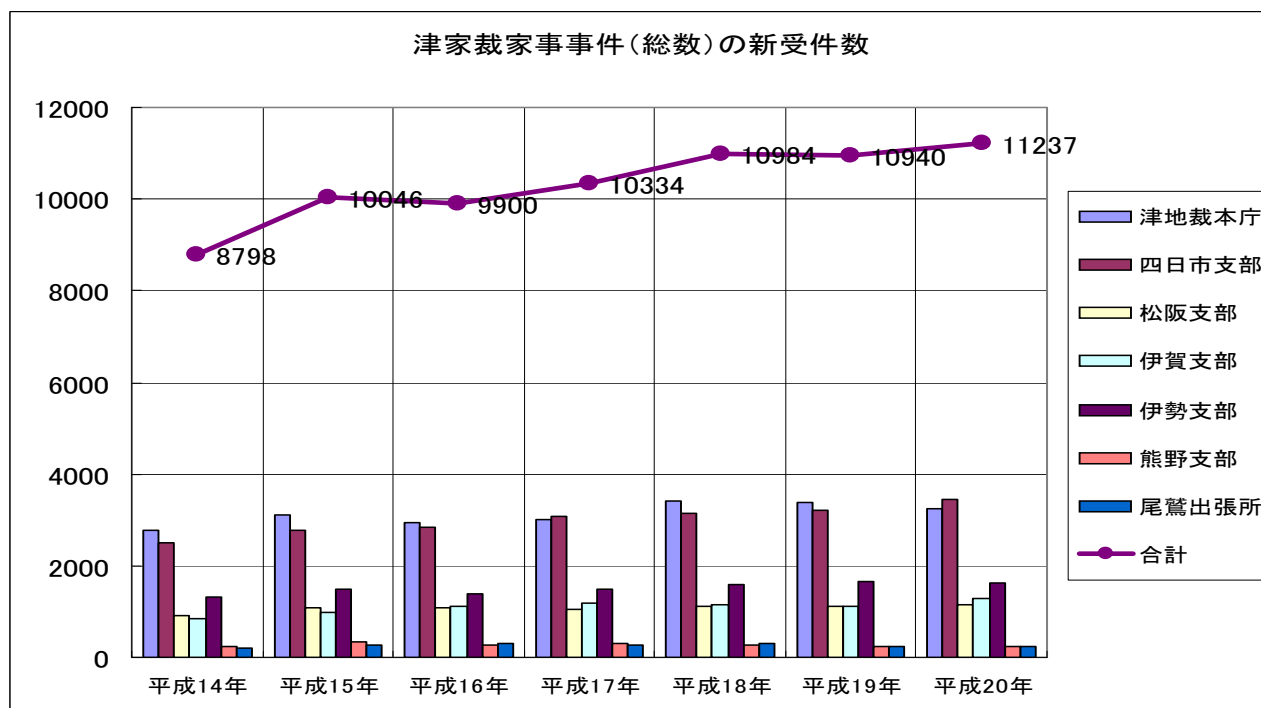
民事事件に比べ、刑事事件の新受件数は、平成16年度から平成18年度までは毎年増加傾向にありましたが、平成19年度、平成20年度は、減少に転じています。刑事事件数の推移の特徴として、平成19年度以降、津地裁本庁の新受件数よりも、四日市支部のそれが上回っている、という点を指摘することができます。

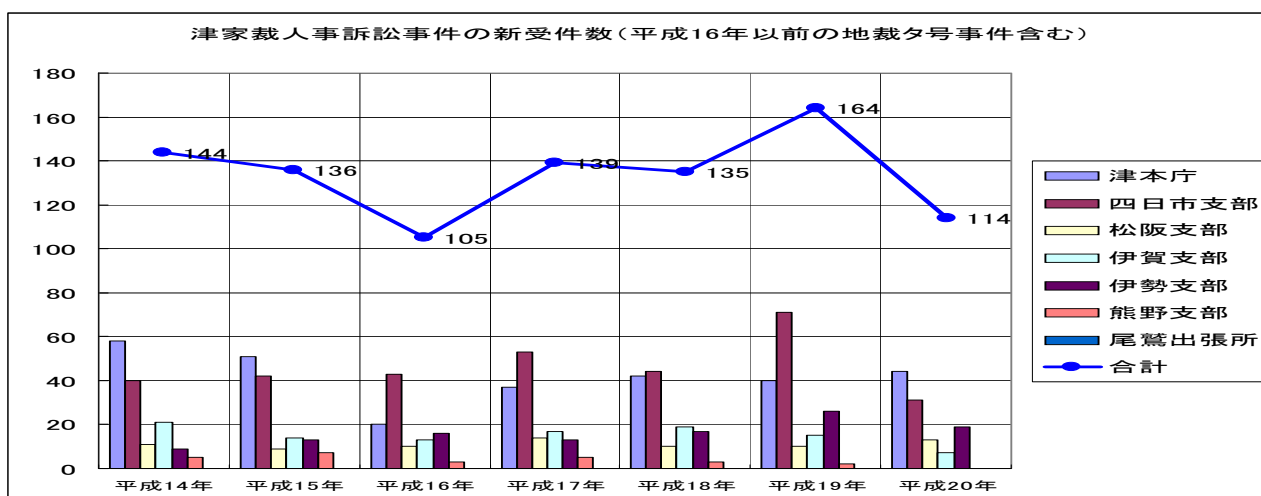
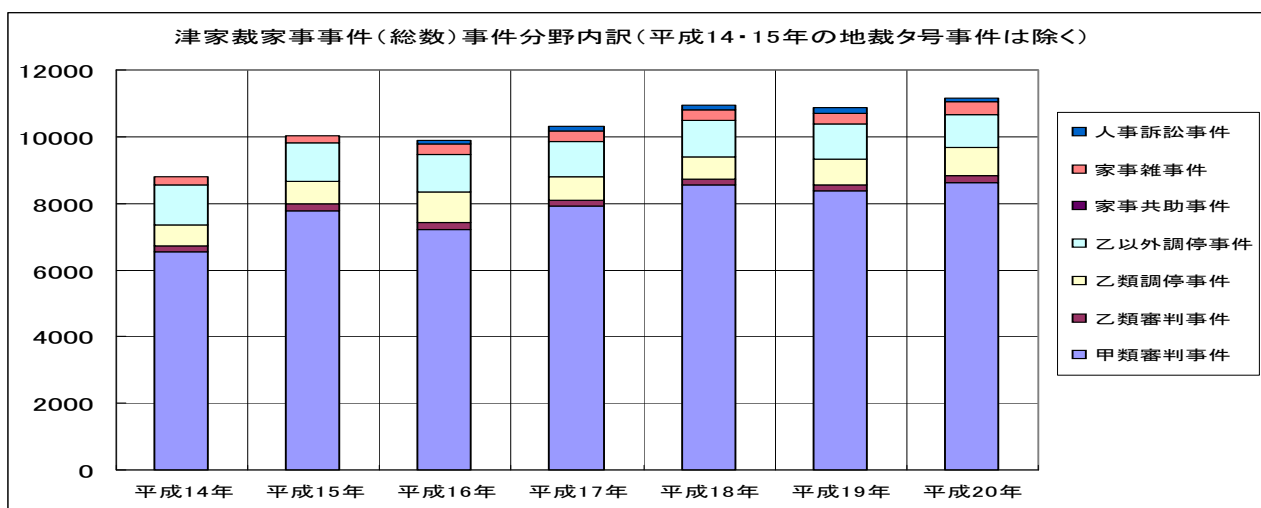


(3) 家事事件

家事事件は、①甲類審判（後見・保佐・補助開始審判，子の氏の変更，未成年者の養子縁組など），②乙類審判・調停（遺産分割，夫婦の同居その他の協力扶助，子の監護など），③乙以外調停（離婚，離縁など），④人事訴訟の4タイプに区分されます。

④の人事訴訟の事件数は、増減の変動が激しいのですが（なお、平成19年度は、四日市支部の事件数が突出しています。），家事事件の総数（①～④の合算）は、平成14年度以降、増加傾向にあります。これは①の甲類審判の増加が反映された結果です。

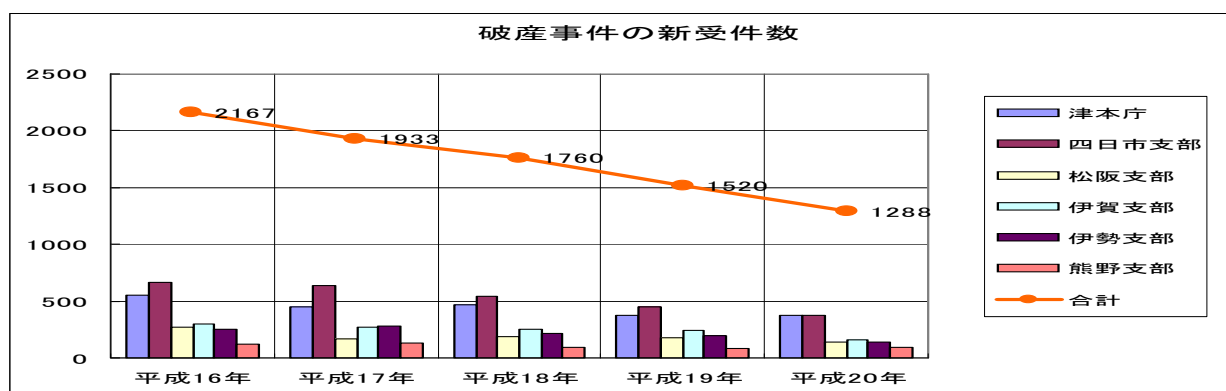


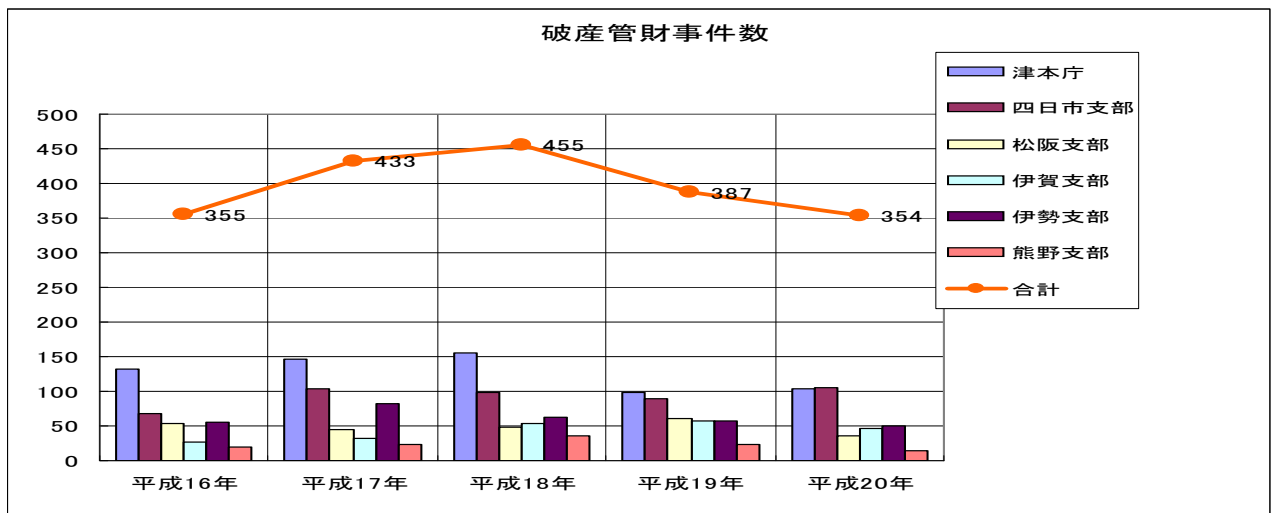


(4) 倒産事件

ア 破産事件

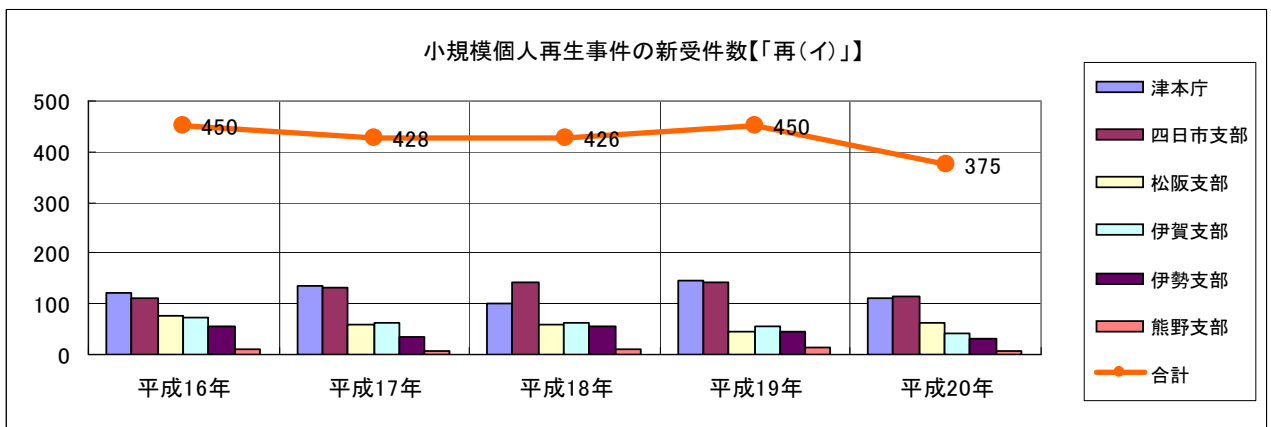
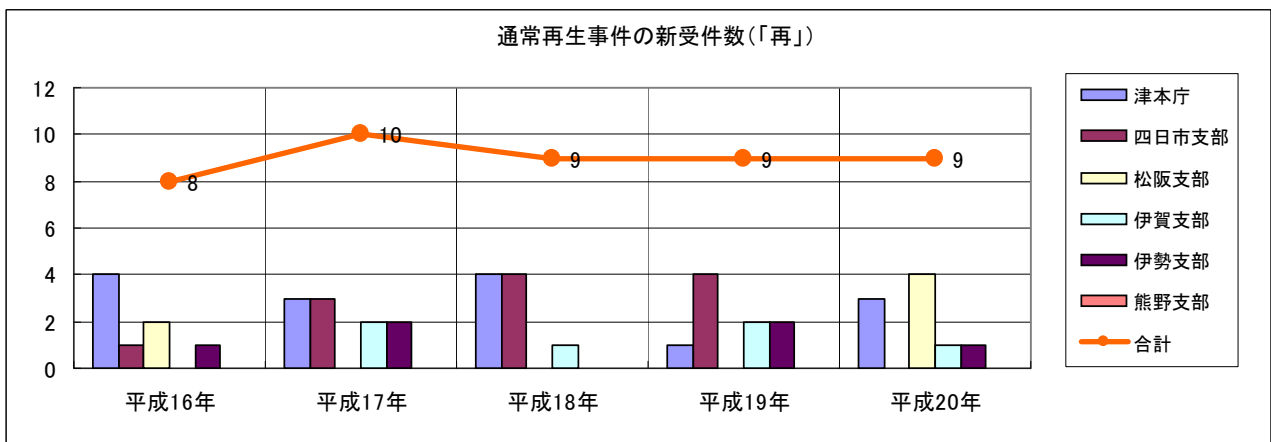
裁判所に申し立てられる破産事件は、平成10年度に1000件を突破し、平成13年度は1484件に達していました。その後も破産事件の数は増加を続け、平成16年度は、ついに、2000件を突破しました。しかし、平成17年度以降は、毎年、減少し、平成20年度は、平成12年度(1329件)と同水準に落ち着いてきています。破産事件のうち、同時処分として破産管財人が選任されるケース(管財事件)についても、平成18年度以降、減少傾向にあります。

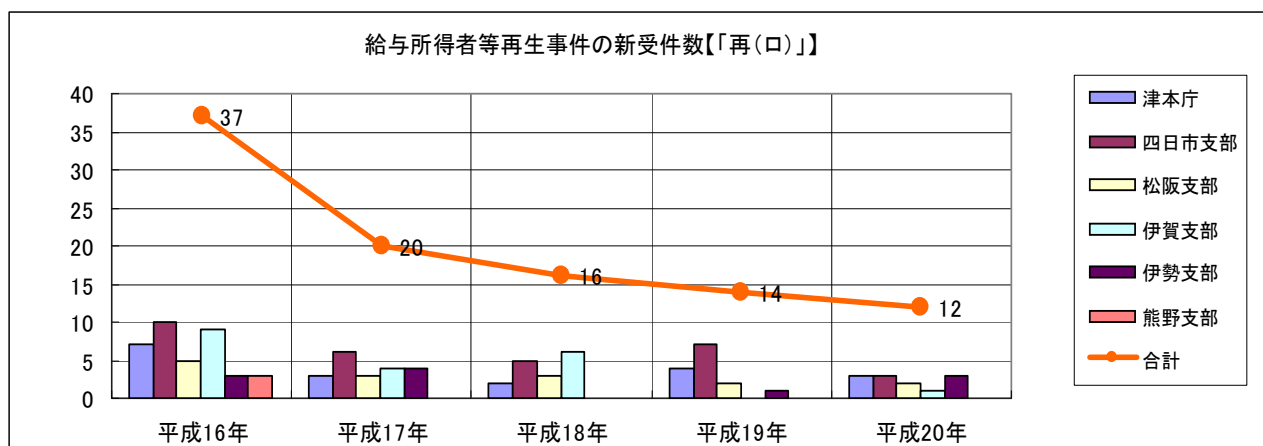




(イ) 再生事件

倒産事件のうち、民事再生法に基づく再生事件は、①通常再生手続、②小規模個人再生手続、③給与所得者等再生手続の3類型がありますが、県内で多く利用されているのは②です。小規模個人再生手続の新受件数は、450件前後で推移してきましたが、平成20年度は、やや減少しています。

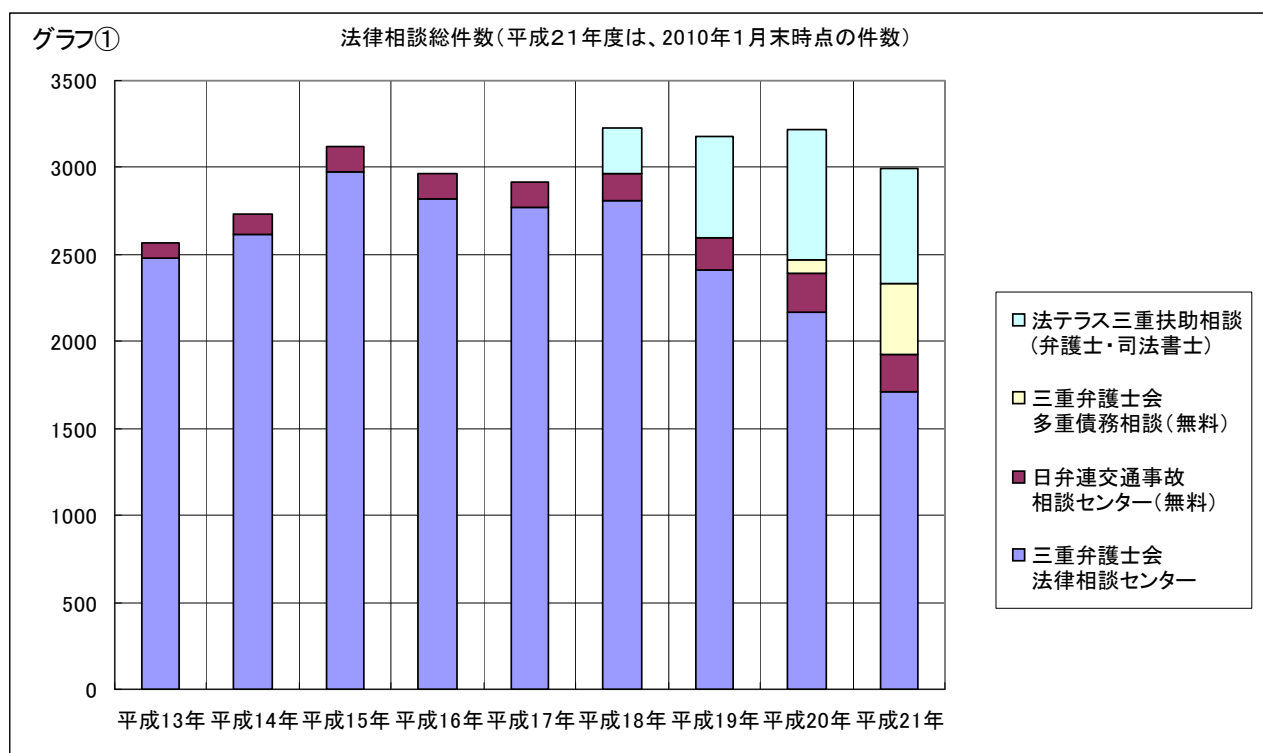


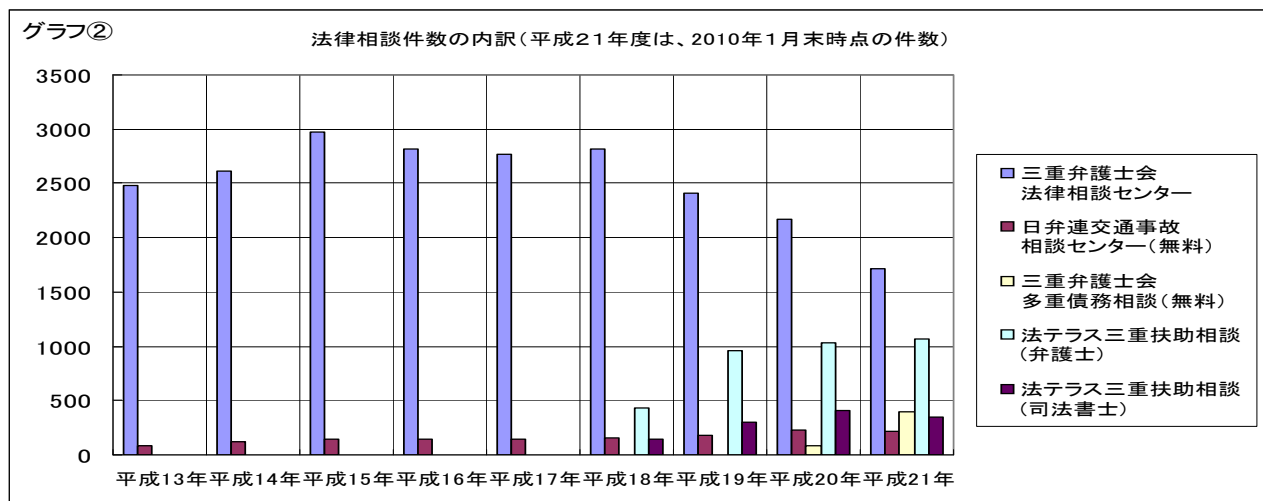


2. 法律相談の件数

グラフ①は、当会が実施（関与）する有料法律相談，多重債務限定の無料相談及び日弁連交通事故相談と，法テラス三重が実施している弁護士・司法書士による扶助相談（ただし，法テラスへの持ち込み相談は除く。）の総数を，グラフ②は，以上の内訳を示すものです。

グラフ①の総数に着目すると，平成15年以降，法律相談件数は，3000件前後で推移しており，それほど増減の変化はありませんが，グラフ②から明らかなように，内訳をみると，当会の有料法律相談の件数が減少する一方，当会の多重債務無料相談と，法テラスの扶助相談の件数が増えています。





3. 以上の限られたデータではありますが、当会及び法テラスが関与する法律相談の総件数自体に大きな変化がない一方で、司法需要において大きなウェイトを絞める民事事件について、現状では、裁判所に係属する事件数が増加していることがわかります。

II 三重県の弁護士人口とその推移等

県内の司法需要に密接に関連し、「第1期」策定当時と劇的な変化を遂げたのが、弁護士人口です。

1. 県内の弁護士数の増加

「第1期」が策定された平成14年12月時点における三重県の弁護士数は73名でしたが、平成22年1月における弁護士数は126名になっています。

倍増に近い、県内の弁護士人口の増加は、平成14年3月に閣議決定された「司法制度改革推進計画」における法曹人口拡大(平成14年に1200人程度に、平成16年に1500人程度に増加させることとし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを目指すもの)の成果であるといえます。

2. 「増加」の内容

(1) 県内の分布

三重県の人口は、最近10年間、大きな変動はなく、185万人前後で推移しています。一方、上記のとおり、県内の弁護士の数は大幅に増加したことから、県内の、弁護士1人あたりの人口は、平成12年6月時点において、2.5万人に1人という割合であったのに対し(表①)、平成22年1月時点においては、1.47万人に1人となっています(表②)。

県全体からみると、「第1期」において指摘されていた弁護士過疎も、ある程度解消されつつあるといえますが、しかし、増加した弁護士は、津地裁本庁管内、四日市

支部管内に集中しており，松阪，伊賀，伊勢及び熊野各支部管内の弁護士数は，それほど伸びていません。「第1期」において，松阪，伊賀及び伊勢の各支部は「他の支部あるいは他県の弁護士へのアクセスが比較的容易」であるのに対し，熊野支部は，津の弁護士へアクセスするにも往復4時間を要することから，「地理的状況や交通手段との関係を加味すると熊野支部管内の弁護士過疎状況が最も深刻」と指摘されていましたが，この点は，現在も解消されておらず，「地域司法」にとっての大きな課題といえます。

【表①・平成12年6月時点・弁護士1人あたりの人口／第1期司法計画による】

裁判所	管轄自治体の人口	弁護士数	弁護士1人当たり人口
津地裁本庁	54万	35	1.5万
四日市支部	56万	27	2.1万
松阪支部	20万	4	5万
上野支部	18万	3	6万
伊勢支部	27万	3	9万
熊野支部	10万	2	5万
県全体	186万	73	2.5万

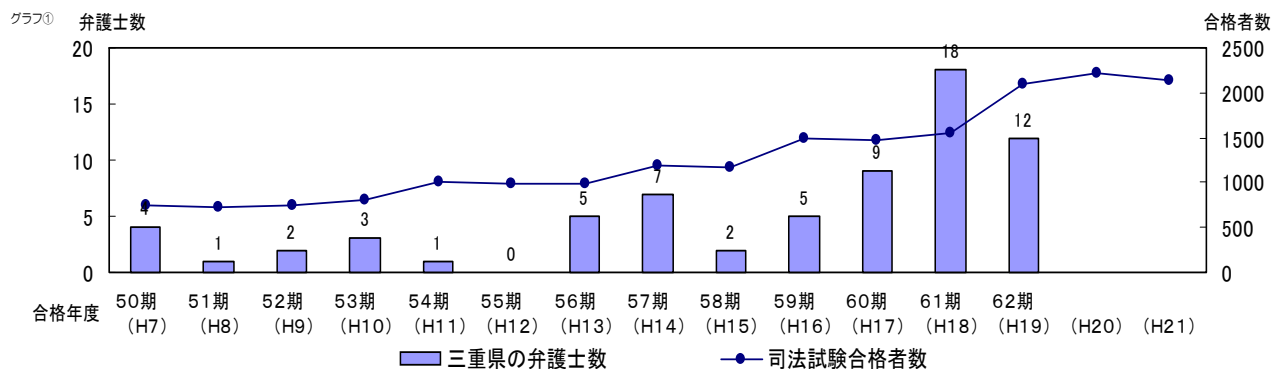
【表②・平成22年1月時点・弁護士1人あたりの人口】

裁判所	管轄自治体の人口	弁護士数	弁護士1人当たり人口
津地裁本庁	55.7万	67	0.83万
四日市支部	58.3万	43	1.35万
松阪支部	19.3万	6	3.21万
伊賀支部	17.8万	5	3.56万
伊勢支部	25.5万	3	8.50万
熊野支部	8.3万	2	4.15万
県全体	185万	126	1.47万

(2) 修習期別の人数

司法修習期別に、弁護士増加の推移をみると、増加の内訳が鮮明になります。

グラフ①は、司法試験合格者数と、県内の司法修習 50 期（平成 7 年度に司法試験に合格し、平成 9 年度弁護士登録した期）以降の弁護士数を示すものです。



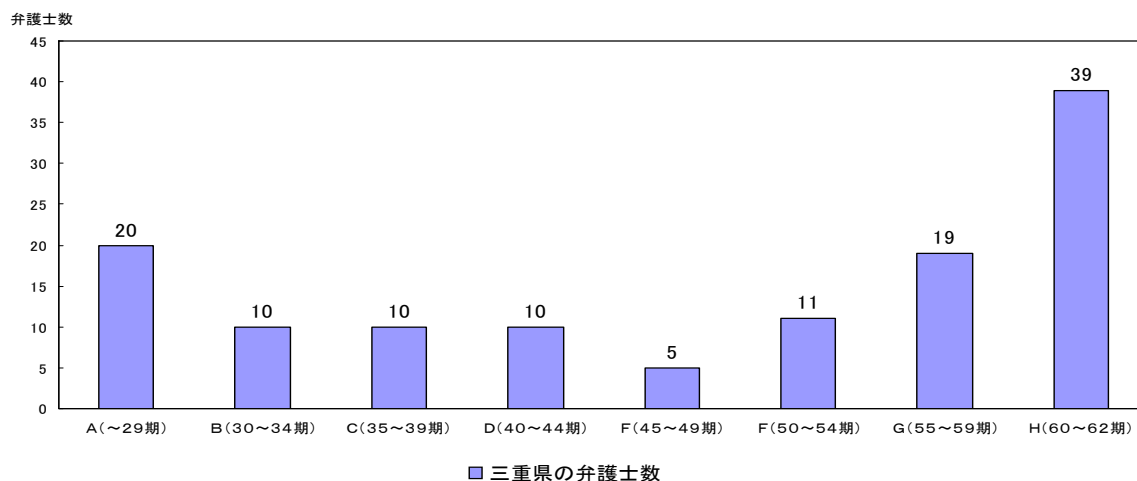
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
旧司法試験合格者数	738	734	746	812	1,000	994	990	1,183	1,170	1,483	1,464	549	248	144	92
新司法試験合格者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,009	1,851	2,065	2,043

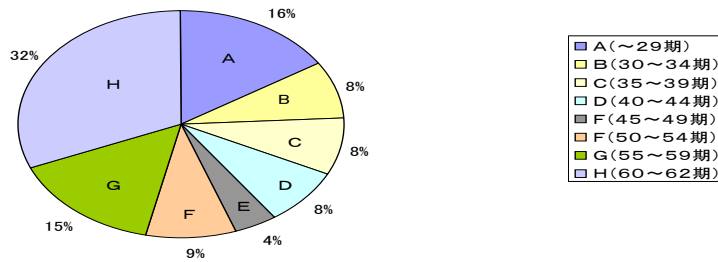
平成 11 年度の司法試験で合格者数が 1000 人に達したものの、続く平成 12 年度と合わせて、合格者数の増加が、県内の弁護士数増加に繋がっていませんでしたが、平成 13 年度の合格者以降、増加に転じ、法科大学院 1 期生にあたる 60 期（弁護士登録は平成 19 年度）以降は、急増しています。

グラフ②は、県内の弁護士数を、司法修習期 29 期までと、30 期以降を 5 年単位でグラフ化したものです。60 期～62 期の人数（39 人）が突出しており、この 3 期だけで、50 期～59 期の弁護士の合計数（30 人）を遙かに上回り、県内弁護士全体の割合でも 30 %を超えています。

来年度以降、当会に入会するであろう 63 期、64 期の数を考えると、この「世代」が 10 年後の当会の中心になっていくと予想されますが、特に、会務活動について、これまでの蓄積を、この若い世代に承継していくことが、当会の課題といえます。

グラフ②





(3) 弁護士人口増加に伴う法律事務所の変化

「第1期」策定時，県内の法律事務所の中で，複数の弁護士が所属する事務所は，最大でも弁護士数4名の事務所が2つあるに止まっていた。「第1期」において「ある程度の複数弁護士事務所への移行は避けられない時代になる」と述べられていましたが，平成22年1月現在，下記のとおり，複数弁護士事務所の数，同一事務所内の弁護士の数，ともに増大しています。

(平成14年12月)

弁護士4名	2事務所
同 3名	3事務所
同 2名	4事務所

(平成22年1月)

弁護士8名	1事務所
同 7名	3事務所
同 6名	3事務所
同 5名	1事務所
同 4名	1事務所
同 3名	2事務所
同 2名	5事務所

一方，県内の法律事務所の総数70のうち，弁護士1名の法律事務所は54あり，事務所数総数に対する個人事務所の割合は，依然として高い状況です。弁護士業務の対象は，個性の異なる個別の事件であり，大型事件を除けば，個々の弁護士による個別対応が基本となるので，個人事務所の存在価値は，依然として変わりません。

なお，「第1期」策定当時には見られなかったことですが，ホームページを立ち上げる法律事務所が増えています。平成22年1月現在，18の事務所がホームページを設置しており，この18の事務所のうち，14の事務所が，多重債務等に限定した無料相談を実施している点も，「第1期」には見られなかった大きな変化といえます。

Ⅲ 法テラスとの関わり方と連携

1. 法テラスの概要と三重県の現状

日本司法支援センター（通称：法テラス）とは，総合法律支援法に基づき平成18年4月に設立され同年10月に業務を開始した独立行政法人で，紛争の解決に必要な情報や

サービスの提供を国民があまねく受けられることを目的とする団体です。

そして、かかる目的から、法テラスは①情報提供、②民事法律扶助、③司法過疎対策、④犯罪被害者支援、⑤国選弁護関連を具体的な事業としており、加えて⑥日本弁護士連合会からの委託事業もその事業となっています。

法テラスは、東京に本部を、各都道府県に地方事務所をそれぞれ設置しており、三重県では津に法テラス三重地方事務所が設置されています。

また、通称スタッフ弁護士という法テラスの業務だけをおこなう弁護士が勤務する法律事務所を各地方事務所に開設しており、三重県では津の地方事務所が入居する同じビル内に法テラス三重法律事務所を設置して、現在2名のスタッフ弁護士が勤務しています。

2. 情報提供業務

法テラスのおこなう情報提供業務とは、法的なトラブルに関する市民からの問い合わせに対し、その解決に適する団体（国、地方公共団体、各種相談機関等）を無料で紹介することであり、利用者は、現在は東京にあるコールセンターという全国からの問い合わせに対処するところに電話で問い合わせるか、あるいは地方事務所に電話もしくは面談で問い合わせるかのいずれかの方法で利用できるシステムになっています。

平成19年度と20年度の比較において、コールセンターでは約30%の、三重地方事務所では約10%の利用者数の増加となっていて、法テラスの認知度の増加に比例して情報提供の利用者数も増加している状況です。

また、問い合わせに対する回答（紹介先）で最も多いのは各地の弁護士会であり、この点において法テラスと弁護士会の連携は堅固なものといえるでしょう。

3. 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、弁護士や司法書士に法律相談や裁判の代理等を依頼したいが、経済的な事情からそれらが困難な者のために、無料で法律相談をおこない、あるいは弁護士費用等を立て替えたりする制度であり、法テラスが発足するまで財団法人法律扶助協会がおこなっていた事業をそのまま引き継いだものです（それゆえに、財団法人法律扶助協会は、法テラス発足後の平成19年3月に発展的に解散しました。）。

民事法律扶助制度の全国と三重での各利用実績は、以下のとおりです。

	平成19年度		平成20年度	
	全国	三重	全国	三重
無料法律相談	147,430件	1250件	178,743件	1435件
裁判代理	68,910件	544件	80,151件	579件
書類作成	4,197件	91件	5,087件	142件

このように、相談、裁判代理、書類作成のいずれも増加傾向にあります。

なお、法テラス三重と民事法律扶助契約を締結している三重の弁護士は、平成 21 年度末時点で、合計 97 名（全体の 77 %）であり、ここでも当会と法テラスの連携が図られています。

4. 司法過疎対策

司法過疎対策とは、弁護士過疎地域に法テラス法律事務所を設置してスタッフ弁護士を派遣する事業です。三重県の場合、熊野支部管内が弁護士過疎地域に当たりますが、幸い 10 年ほど前から熊野市内にひまわり基金法律事務所が開設されており、熊野地区の過疎問題は一応解消されているため、三重県では法テラスの司法過疎対策は機能していません。

ただし、今後の人口の変化や弁護士需要との関係で、熊野及びその他の地域においても司法過疎対策が必要とされる可能性はあります。

5. 犯罪被害者支援

犯罪被害者支援業務は、犯罪被害に関する情報提供一般に加え、犯罪被害に精通した弁護士を紹介する事業であり、三重県では合計 28 名の弁護士（全体の 22 %）が上記の精通弁護士として登録されており、ここでも当会と法テラスの連携が図られています。

6. 国選弁護関連

国選弁護事業とは、国選弁護人及び国選付添人の裁判所への指名通知、並びに報酬額決定等をおこなう業務であり、これまで裁判所もしくは弁護士会がおこなっていたこれら業務を法テラスに集中させました。

現在、法テラス三重と国選弁護人契約を締結している弁護士は、合計 115 名（全体の 91 %）であり、これもまた弁護士会と法テラスの連携の表れです。

7. 委託事業

委託事業とは、これまで日弁連がおこなっていた被疑者弁護人や少年付添人、外国人や高齢者の事件を法テラスがおこなうことであり、三重でも同様で、ここでも弁護士会と法テラスの連携が見られます。なお、平成 21 年に被疑者国選制度が改正されて、被疑者国選事件の範囲が飛躍的に増加したため、その反動として委託事業としての被疑者弁護制度の利用は激減しましたが、それでもなお、現在も利用されています。

第 3 各分野の司法の状況

当会は、様々な分野で権利救済の活動に取り組んでいます。以下において、各分野について司法の現状と課題を整理してみました。

I 刑事事件

1. 被疑者国選への対応

(1) 被疑者国選対象事件の拡大

平成 18 年 10 月から、重大事件（法定合議事件）に限って、被疑者も、勾留段階から国選弁護人の選任を請求できるようになり、平成 21 年 5 月からは、その範囲が拡大されました。これにより、被疑者段階で弁護人が選任される案件は飛躍的に増大しました。被疑者国選制度とその拡充は、被疑者の権利保護にとって、大きな進展ですが、今後、取り調べの全面可視化など更なる権利保護制度の実現が望まれます。

(2) 当会における対応

当会では、平成 20 年に被疑者国選拡大への対応としてワーキンググループを立ち上げ、予想される様々な問題に取り組んできました。

被疑者国選事件については、登録を希望する会員の名簿が作成され、この名簿順に法テラスが事件を配点していくという体制を取っています。そこで、当会では、被疑者国選拡大に対処するため、従来、被疑者国選名簿に登載されていなかった会員に対しても登録の働きかけを行い、その結果 90 %以上の会員が被疑者国選名簿に登載されました。また、平成 20 年の被疑者国選対象事件数から推定される国選数・約 1200 ～ 1300 件を前提に、シミュレーションを行い、各会員に受任予定件数を割り振りましたが、平成 21 年は予想件数の概ね 95 %で推移しています。

(3) 問題点と今後の対応

ア 当番弁護士との関係

従来は、被疑者段階から国選弁護人が選任されることがなかったので、当会では当番弁護士制度により被疑者弁護に対応していました。当番弁護士制度とは、弁護士との面会を希望する被疑者に対して初回に限り、会が無料で弁護士を派遣する制度であり、当会では割当日制をとっています（被疑者国選制度導入後は被疑者国選の配点と当番弁護士をリンクさせている会もあるようですが、当会では現在でも割当日制を維持しており、被疑者国選の配点とはリンクさせていません）。

被疑者国選が拡大され、身柄事件の大半が被疑者国選の対象となりましたが、被疑者段階から国選弁護人を選任できない事件（任意的弁護事件や逮捕後勾留前の段階など）は、なお相当数存在しています。実際、被疑者国選拡大後の平成21年の当番弁護士の出勤件数は、予想を遙かに上回る407件もあり、被疑者国選が拡大された現在も、当番弁護士制度に対する需要が失われていないことがわかります。

イ 三重県の地理的要因からくる問題

現在、本庁、四日市支部、松阪支部管内は、弁護士の増加により、被疑者国選の拡大に十分対応できています。他方、伊勢支部、伊賀支部、熊野支部管内は、現在、本庁管内に事務所を置く会員を中心とした応援体制を取っていますが、上記各支部

管内における弁護士の急激な増加が望めないことから、今後も、応援体制の維持・強化が必要な状況にあります。

ウ 被疑者国選対象事件以外の被疑事件について

当会では、被疑者援助弁護制度の利用が従前は低調でしたが、法テラスによる委託援助事業となって以降、利用は増加しつつあります。県内では、公務執行妨害罪や道路交通法違反等、被疑者国選の対象となっていない事件も相当数発生しており、これらの被疑者についても、権利擁護の重要性に変わりはないことから、資力に乏しい被疑者については、被疑者援助弁護制度の積極的な利用を促すことで、資力の有無にかかわらず被疑者段階で弁護人が選任されるように努めることが課題といえます。

2. 裁判員裁判

(1) 平成 21 年 5 月 21 日に裁判員裁判制度が開始されました。

裁判員裁判では、弁護人は、これまでとは異なり、公判前整理手続及び連続的開廷を基本とする短期集中審理下において、被告人の裁判を受ける権利を十分に保障できるような弁護活動を行うことが求められます。また、裁判員裁判の実例を踏まえて、裁判員裁判制度の制度上、運用上の問題点を把握し、今後の制度改善に向けて情報収集、情報発信を行う必要があります。

(2) 当会における対応

以上の見地より、当会においては、次の準備、活動を行っています。

第 1 に、被告人の権利を十分に保障し、責任に見合った判決を導き出すには、判断者である裁判員に十分に理解できる、分かり易い法廷弁護活動を目指す必要があります。その観点から、日弁連の主導のもと、裁判員裁判実施以前より、法曹三者共同の裁判員裁判模擬裁判が実施されてきたほか、当会独自に、会員を対象とする法廷弁護研修（裁判員裁判における冒頭陳述、弁論、尋問方法等についてのロールプレイング形式での研修）を行い、各会員が、市民である裁判員にも理解しやすい尋問技術、弁論技術を養うことができるよう研鑽の機会を設けました。このロールプレイング形式による法廷弁護研修は、今後も、主に新入会員を対象に継続し、また、尋問や弁論の技術のみならず、弁護活動として何を行うべきかが極めて重要であることから、弁護活動の内容に関する研修も実施していく予定です。

第 2 に、裁判員裁判は、当然のことながら、全会員にとって初めての経験であることから、裁判員裁判に関する経験を全会員が共有するとともに、現行制度の見直しに向けて、問題点や課題を抽出し、将来的により良き制度への改善を目指す必要があります。このような観点から、①当会では、裁判員裁判に関する情報を会員間で共有するためのメーリングリストを立ち上げ、対象事件を受任した会員は、その受任した事件の経過や予定を随時メールで報告し、弁護活動に関する課題や問題点に

ついて自由に情報交換ができる体制を整えています。さらに、②個別の裁判員裁判事件終了後は、事件ごとに報告会を開催し、担当弁護人による経過及び弁護活動報告と意見交換を行うこととしており、この報告会は当面の間、継続して開催していく予定です。

(3) 被告人のための裁判員裁判を目指して

現行の裁判員裁判の制度及び運用には、裁判員の負担軽減に配慮するあまり、被告人の権利を蔑ろにしすぎているのではないかとの批判があります。国会としては、現行制度の中で最大限被告人の権利を守る弁護活動を目指すと共に、今後、市民参加の刑事裁判をより良き制度として発展させるために、制度内容及び運用上の問題点を把握し、制度の改善に向けて情報収集、情報発信を積極的に行っていきます。

II. 消費者問題・多重債務問題

1. 消費者問題とは

当会の消費者問題対策委員会で扱う分野は訪問販売、マルチ商法などの特定商取引法違反事件、詐欺商法などの悪質商法事件、先物取引、証券取引等による投資取引被害、クレジット取引の不正事件、欠陥商品事件のほか消費者ローンを含む多重債務事件など多岐にわたっています。また、取引被害だけではなく振り込め詐欺、身に覚えのない不正請求事件など近時社会問題化している事件なども対策の対象となってきました。経済社会構造や取引形態の多様化、複雑化は消費者問題の背景、誘因になっており、個々の被害救済だけではなく、法改正や消費者行政への対応なども含めた幅広い対策が必要となっています。特に平成 21 年 9 月には念願の消費庁が設置され、消費者問題に対する行政側の動きが活発化していますが、当会も国レベルあるいは三重県をはじめとした自治体レベルの消費者行政との連携をこれまで以上に強化していく必要があると考えています。

2. 相談窓口

悪質商法事件、集団クレジット被害、ヤミ金被害、商工ローン問題、投資取引事件など社会問題化したその時々タイムリーな 110 番活動を実施してきました。これは無料で電話もしくは面談での相談に応ずるというもので、マスコミ報道を通じて県下の被害者に相談を働きかけることで被害の広がりや規模を調査する目的もあり、時には日本弁護士連合会に報告するなどして全国的規模で実施し、立法改正運動につなげてきました。現在数本の電話回線をいつでも利用できる環境にありますので、これからも被害が顕在化した時には直ちに相談活動に入れるような体制を組んでいきます。

多重債務相談に関しては従来当会の法律相談センターで扱ってきましたが、有償サービスであるため多重債務状態にある方々にとっては利用しづらいとの懸念があり、平成 20 年からは無償化するとともに、特別の相談枠を設けることにしました。津の弁護士

会館と四日市支部会館でそれぞれ週 2 回の相談枠を設定していますので随分利用しやすくなっています。初年度の相談件数は年度途中の実施ですので 78 件程度でしたが、平成 21 年度は 401 件と伸びており、引き続き無償サービスを継続していきます。

3. 三重県消費生活センターとの連携

当会では三重県の消費者行政との連携が担当者の方々の熱意と努力もあり、順調に推移しています。集団被害が発生した場合には消費者センターと連携し、集団説明会を開催したり、時には会内で弁護士を組んで消費者被害救済に取り組んできました。また、消費者庁が設置され消費者行政が活発化している現在新たな連携の構築が模索されはじめています。県内では市設置の消費者センターが増えてきましたが、これからは県、市とのネットワーク作りが急務です。

4. 今後の課題

消費者事件は少額被害や高齢者の相談が多くなってきています。いずれも司法へのアクセスが困難な事情があり、容易に解決がしづらいのですが、弁護士が実際に困難な事件に取り組むことで障害となっている事情を一つ一つ明らかにしていくことがまず必要です。それと同時に弁護士個々の努力に頼るだけではなく、被害の救済と予防のための取り組みを当会や消費者問題対策委員会が組織的、継続的に実施していくことが必要です。

Ⅲ 交通事故とADR

1. 交通事故の現状

近年の交通事故の現状は、死亡者数が、発生件数や負傷者数に比較して劇的に減少していることです。1970 年代は年間 1 万 5000 人を超えていましたが、昨年 2009 年には 4914 人と 5000 人を切るところまで減少しています。その理由は、歩車道分離等の道路整備、シートベルトの装着の義務化、衝撃吸収ボディー構造の採用、飲酒運転等の取り締まり強化、救急医療技術の発達等が考えられます。

2. 交通事故紛争の解決機関

交通事故を巡る紛争の解決機関としては、伝統的には裁判所における調停や裁判がありますが、最近では、迅速・簡易な解決機関として、いわゆる ADR（裁判外紛争解決機関）が注目され、活用されています。

ADR の特徴としては、利用にあたっての手数料が無料あるいは比較的 low 額であること、厳格な証拠による立証が求められないこと、比較的短い期間あるいは回数で解決に至ることが挙げられます。

交通事故における ADR として代表的なものは、財団法人日弁連交通事故相談センターです（以下、[交通事故センター]といいます）。

3. 交通事故センターの活動について

- (1) 交通事故センターは、全国各都道府県に支部を有し、三重県の場合には、三重県支部と称され、事務局を津市の三重弁護士会館に置いています。
- (2) 交通事故センターは、相談・示談あっせん・審査の各活動を無料で行っています。示談あっせんは原則3回まで試みられます。審査は、相手方が任意保険として全労災やJA共済等の共済保険に加入している場合に行われ、審査にもとづく決定について、これらの任意保険機関は事実上従っています。申立人である被害者の方は、従うかどうかは自由であり、不服ある場合には、裁判所の調停あるいは裁判を提起することになります。いわゆる片面的な強制力がある紛争解決機関です。
- (3) ここ6年間の交通事故相談センターの利用件数は、以下の表の通りです。利用件数が、右肩上がりに増加していることがわかります。なお、21年度は平成21年12月までの9ヶ月間の数字であり、平成22年1月から3月の分を加算すれば、20年度分を超えることは確実と思われる。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総相談件数	146	146	152	179	222	198
示談あっせん件数		0	3	11	31	30
審査件数		0	0	0	1	3

4. 今後の課題について

- (1) 司法制度は、これが活発に国民に利用され、一定の成果を上げていくことが肝要と思われる。交通事故相談センターは、近年、益々利用者の増加が見られますが、センターが県内では三重弁護士会館1カ所のみに限られています。これでは、利用者の方の観点からすると不十分であると思われる。
- (2) 財源的な制約もあるとは思われますが、利用者がよりアクセスしやすいように、センターを津市や四日市市の駅前に新たに設ける等の必要があると考えます。この観点は、地方における駅前市街地の活性化にも資するものと思われ、行政との提携にも発展する糸口になるかもしれません。その他、交通事故の被害者への広報活動もより充実していくことも必要です。

IV 高齢者・障害者への対応

1. 高齢者・障害者を取りまく実情 — 後見制度の利用状況から

近年の急速な高齢化現象は、三重県においても例外ではなく、平成20年10月1日現在における高齢化率（県総人口に対する65歳以上の人口の割合）は、23.1パーセント（全国は22.1パーセント）であると発表されています。このような状況において、法律専門家による高齢者・障害者の権利の確立、自立支援、権利侵害の予防・救済への援助の必要性はますます高まっています。

成年後見制度の利用が、高齢者・障害者の権利擁護に役立つことはいまでもありません。三重県を所管する津家庭裁判所における成年後見制度の利用状況は、次のとおりです。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
成年後見開始の審判等	206	243	491	235	263
保佐開始の審判等	52	62	100	89	91
補助開始の審判等	41	45	82	43	52

※数値は各年度の『司法統計』中、「成年後見開始の審判及びその取消し」、「保佐開始の審判・取消しなど」及び「補助開始の審判・取消しなど」の項目による。

2. 当会の取り組み

(1) 高齢者・障害者支援センターの設置・運用

当会は、高齢者・障害者に対する法的支援を充実するため、平成 15 年 3 月、高齢者・障害者支援センターを設置し、平成 16 年 1 月から運用を開始しました。高齢者・障害者支援センターは、次の活動を行っています。

- ア 高齢者・障害者の財産管理・身上監護等の権利に関する法律相談
- イ 高齢者・障害者の財産管理支援
- ウ 高齢者・障害者の権利等に関する調査、研究、研修及び広報
- エ 成年後見人等の候補者の推薦及び候補者名簿の作成
- オ 家庭裁判所及び関係諸機関との連絡・協議
- カ その他、高齢者・障害者の権利等を充実・発展させるための諸活動

当会では、法律相談センターとは別の窓口として、高齢者・障害者支援センターの窓口を設置し、出張相談にも対応できるよう体制を整えています。相談員は、「支援弁護士名簿」に登録された、弁護士経験 2 年以上で専門の研修を受けた弁護士が当たっています。また、家庭裁判所からの成年後見人等の推薦依頼に応じ、成年後見人等の候補者推薦を行っているところです。センター設置後の法律相談の件数、成年後見人の推薦者候補の実績は次のとおりです。

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
法律相談	4	3	1	4	1
後見人等推薦	5	3	13	7	12

(2) 高齢者虐待への取り組み

高齢者虐待に関する自治体への相談・通報件数は、増加傾向にあります。そこで、三重県社会福祉士会や三重県との間で、定期的に懇談会を実施して高齢者虐待への

対応を協議し、「高齢者虐待防止チーム」を組織しています。このチームでは、高齢者虐待の対応現場にいる自治体の地域包括支援センターや介護施設等からの相談に、委員の弁護士・社会福祉士が対応しています。

また、虐待担当窓口の職員・地域包括支援センターの職員の研修への講師派遣や、社会福祉士会の事例検討会に対する助言者の派遣なども行っています。

3. 今後の課題 — より一層の充実に向けて

(1) 高齢者・障害者支援センターの充実

高齢者・障害者支援センターが設置されて6年が経過していますが、相談件数は依然少ないままで推移しています。これは、法律相談センターにおいても、成年後見などの法律相談を受け付けていることが一つの要因ではあると思われませんが、高齢者・障害者支援センターの趣旨・体制が依然十分に周知されていないこともその原因と考えられます。そのため、障害者・高齢者支援センターの活動の周知・広報を行う必要があります。また、相談業務等を充実させるため、出張相談に対応すべく支援弁護士名簿の拡充を図り、併せて電話相談の実施を検討します。

(2) 高齢者虐待への迅速な対応

高齢者虐待に対応するためには、関係諸機関が迅速に行動しなければなりません。そのような中で生じた問題点について、専門の弁護士・社会福祉士に相談できる環境があることはたいへん有益です。そのため、自治体の担当者や介護施設がより利用しやすい高齢者虐待防止チームとするために、社会福祉士会・行政機関との連携の強化に取り組みます。

(3) その他

高齢者・障害者支援を行うためには、福祉等の専門知識・理解も必要となってくることから、法的支援以外の側面についても、研修の機会を増やします。また、高齢者支援だけでなく、障害者支援を充実させるべく方策の検討を行います。

V 家庭の問題

1. 家事紛争の現状

夫婦・親子・親族・相続等に関する紛争ですが、夫婦間の離婚紛争が相当数にのぼります。離婚紛争は、単なる離婚にとどまらず、親権者指定をめぐる紛争、監護親から非監護親への養育費請求、非監護親から監護親への面接交渉請求等、複雑かつ多様化しています。また、DVや児童虐待を伴う場合等、人権侵害を伴う深刻な離婚紛争も生じています。

2. 家事紛争の窓口

有料法律相談、法テラスによる無料法律相談、自治体による市民相談、ホットラインによる無料電話相談が家事紛争の窓口になっています。

① 有料法律相談

当会では、弁護士会館（津・四日市）や県内各地の法律相談センターにおいて、法律問題一般に関し、弁護士による有料法律相談を実施しています。有料法律相談を通じて、弁護士による援助が必要な事件については、各弁護士が受任しています。

② 法テラスによる無料法律相談

法テラスでは、法律問題一般に関し、弁護士による無料法律相談を実施しています。無料法律相談を通じて、弁護士による援助が必要な事件については、法テラスの代理援助を利用して、各弁護士が受任しています。

③ 自治体による無料法律相談

自治体では、定期的に無料法律相談を実施しています。法律問題一般だけでなく、家庭問題、子育て相談等独自の相談窓口を設けている自治体もあります。

当会では、自治体による法律相談に弁護士を派遣しています。

④ ホットラインによる無料電話相談

当会では、「女性の権利 110 番」、「子ども・女性・一人親世帯生活ホットライン」等、女性の家事相談向けホットラインによる無料電話相談を年 2 回程度、午前中 2 時間程度の時間で実施しています。無料電話相談の実施により、家事紛争解決に向けてとりうる手段等、必要な情報提供がなされています。

3. 今後の課題

自治体との一層の連携、ホットラインによる無料電話相談の充実が今後の課題です。

(1) 自治体との一層の連携

相談者の中には、弁護士費用を支払うだけの経済的余裕がないとして、自治体による無料法律相談を利用する方もいます。このような相談者の家事紛争の中には、DV や児童虐待を伴う場合等、弁護士による代理援助の必要性が高い案件もあります。

自治体との一層の連携により、弁護士による代理援助の必要性が高い案件について、相談の際に情報提供してもらい、適宜受任することが必要です。

(2) ホットラインによる無料電話相談の充実

無料電話相談の実施には、相談者に対して必要な情報提供を行う役割があります。

上記役割をより充実させるため、現行の「年 2 回程度」からさらに実施回数を増加すること、「午前中 2 時間程度」からさらに実施時間帯を増加させることが必要です。特に、就業中の相談者の場合、就業後の時間帯に気軽に電話相談できるよう、夕刻の時間帯にわたる無料電話相談の実施が必要です。

VI DV(ドメスティックバイオレンス)

1. 三重県におけるDV事件の実情

- (1) DV相談件数（平成21年3月「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」改訂版より抜粋）

三重県では、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）制定に伴い、平成14年4月、女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、DV防止法第3条3項における業務が開始されました。同時に県保健福祉事務所及び津市において婦人相談員によるDV相談が開始されました。現在、11市において、女性相談員等を配置したDV被害者相談窓口が設置されています。平成16年度と19年度の県内のDV相談件数の比較は以下のとおりです。市の相談件数は増加していますが、県全体としての相談件数は減少傾向にあります。

	H16	H19	(単位：人)
女性相談所の相談件数	706	362	
県保健福祉事務所の相談件数	200	123	
市の相談件数	321	352	
県内の相談件数合計	1227	837	

- (2) 配偶者暴力に関する保護命令（DV保護命令）の申立件数等（津地方裁判所事務局総務課への照会と回答による）

平成18年以降平成20年までの津地方裁判所管轄内における配偶者暴力に関する保護命令（DV保護命令）の申立件数等は、以下のとおりです。DV保護命令申立中、保護命令が発令された割合は60%強～80%弱程度で推移しています。DV保護命令申立中、弁護士を受任割合は10%前後程度の割合にとどまっています。

集計年	H 18	H 19	H 20
申立件数（件）	43	40	63
発令件数（件）	26	29	50
申立件数中、命令発令割合（%）	60.4	72.5	79.3
弁護士の申立受任件数（件）	3	5	6
申立件数中、弁護士の受任割合（%）	6.9	12.5	9.5

(注) 平成18年の統計は平成18年4月1日から12月31日までの統計で、平成19年・20年の統計は各年の1月1日から12月31日までの統計になっています。

- (3) 一時保護人数等（平成21年3月「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」改訂版より抜粋）

① DV被害者の一時保護人数

平成 14 年度から平成 19 年度までの一時保護所へのDV被害者の入所者数は以下のとおりで、毎年 50 人を超えています。

	H14	H15	H 16	H 17	H 18	H 19
DV被害者	73	70	55	55	60	61

(単位：人)

② 外国人女性の一時保護人数

平成 14 年度から平成 19 年度までの一時保護所への外国人女性の入所者数は以下のとおりで、平成 15 年度以降 10 人以上となっています。

	H14	H15	H 16	H 17	H 18	H 19
外国人女性	7	13	19	14	10	11

(単位：人)

③ 相談経路別一時保護人数

平成 16 年度から平成 19 年度までの一時保護に至る相談経路は以下のとおりで、福祉事務所からが一番多く、以下警察署、本人の順となっています。

	H16	H17	H18	H19
福祉事務所	42	49	52	46
警察署	29	25	11	29
本人	12	8	5	5
その他	16	1	4	3
計	99	83	72	83

(単位：人)

(4) 当会におけるDV事件の対応

当会では、DVを主とする法律相談への弁護士の派遣と、DV対策地域協議会への弁護士委員の派遣を行っています。

① DVを主とする法律相談への弁護士の派遣

当会では、女性相談所・各自治体において実施されているDVを主とする法律相談に弁護士を派遣しています。女性相談所・各自治体の相談員と協議の上、法的援助が必要な案件については、適宜受任しています。

② DV対策協議会議への弁護士委員の派遣

また、当会で自治体において開催されるDV対策地域協議会へ弁護士委員を派遣し、DV被害者の適切な保護をはかるために必要な情報の交換を行うとともに、DV被害者に対する支援の内容に関する関係機関との協議を行っています。

2. DV事件における今後の課題

関係機関との一層の連携，外国人被害者への法的支援，DV保護命令申立事件における弁護士の受任割合の増加が今後の課題です。

(1) 関係機関との一層の連携

前述1記載のとおり，DV被害者が相談するのは，まずは女性相談所等のDV被害者相談窓口で，一時保護に至る相談経路は，福祉事務所や警察署等を介してです。女性相談所・福祉事務所・市・警察署等の関係機関とのいっそうの連携により，法的援助が必要なDV被害者については，速やかに情報提供を得た上，初期段階から受任する等の法的援助をすることが必要と考えます。

(2) 外国人被害者への法的支援

前述1記載のとおり，平成15年度以降，外国人女性の一時保護人数は，10人以上と相当数に及びます。外国人被害者の場合，日本語を解する能力が不自由であることから，DV保護命令申立，夫婦関係調整調停申立，離婚訴訟等の法的手続での意思疎通に困難を伴う者が多数います。このような外国人被害者に対して，法テラスの代理援助や通訳料立替制度を利用して受任し，DV審尋・調停期日・離婚訴訟の当事者尋問等において，意思疎通に支障をきたさないよう法的支援をすることが必要と考えます。

(3) DV保護命令申立事件における弁護士の受任割合の増加

前述1記載のとおり，DV保護命令申立中，弁護士の受任割合は10%前後程度の割合にとどまっています。弁護士の受任割合を増加させることは，保護命令の発令割合の増加につながります。DV保護命令申立事件における弁護士の受任割合の増加が必要と考えます。

Ⅶ 労働問題

1. 三重県における労働状況

(1) 世界的な金融・経済危機

平成20年9月，サブプライム住宅ローンに問題に端を発したリーマンショックが起き，米国発の百年に一度と言われる金融・経済危機が世界各国に連鎖しました。日本もその例外ではなく，平成20年10月以降に仕事を失った非正規雇用労働者は全国で25万6731人（平成22年1月20日現在）に上りました。その内訳を見ると，派遣労働者が14万6535人，期間従業員が5万8543人，請負労働者が1万9847人です。都道府県別に見ると，愛知が最も多く4万2455人，次いで東京が1万3835人，長野が1万0915人，静岡が1万0306人，そして三重は5番目に入り，9082人に達しました（厚生労働省調べ）。

(2) 三重県の特徴

地理的特徴に目を向けると、北勢地方の四日市地域には重化学コンビナート、鈴鹿地域にはホンダ技研鈴鹿製作所があり、隣接する愛知県にはトヨタ自動車工業が存在することもあって、自動車部品等を製造する下請関連の中小規模事業所などが極めて多く、また、これら事業所の製造現場には、非正規雇用労働者である外国人労働者が多数働いているのも特徴です。また、雇用環境の悪化には地域格差も生じており、鈴鹿や伊賀地域では、平成 21 年 2 月に有効求人倍率が 0.3 倍台に落ち込むなど、とりわけ悪化しています（平成 21 年版「県政報告書」2 頁）。

2. 三重県における労働事件の状況

(1) 個人的労働紛争の状況

ここで、三重県内における労働紛争の状況を見てみましょう。今、試みに平成 18 年 4 月 1 日から施行され、津地方裁判所（以下「津地裁」といいます）において新しく受けた労働審判事件の件数（新受件数）を取り上げてみます。

平成 18 年は 2 件であったのに対し、平成 19 年は 12 件、平成 20 年は 16 件と増加し、平成 21 年は 6 月段階で既に 9 件であって、確実に増加しています（東海労働弁護団調べ）。

平成 19 年 6 月まで通算した解決事由別区分（津地裁）では、調停成立率は 50 パーセント（全国平均は 68.4 パーセント）、労働審判率は 26.5 パーセント（全国平均 19.1 パーセント）、取下げ率は 11.8 パーセント（全国平均 8.6 パーセント）となっています（労働弁護団調べ）。全国平均に比して調停成立率が低く、労働審判率と取下げ率ともにやや高い、その分、紛争内容は深刻と見られるのが三重の特徴と言えましょう。

(2) 集団的労働紛争の状況

他方、労働組合等が紛争当事者となる集団的労働紛争については資料が乏しいため、ここでは取り上げないこととします。

3. 当会の取組み

このような状況を受け、当会でやっている取組みを紹介します。

(1) 労働審判対応弁護士名簿

労働審判事件の増加に対応するため、労働審判事件の担当を希望する弁護士を労働者側と使用者側とに分け、選任希望があった場合、受任に向けて速やかに対応できる制度をもうけました。

(2) 無料法律相談の実施

日本弁護士連合会の企画として、平成 21 年 2 月及び 12 月に全国一斉の電話による無料法律相談を実施しました。うち 1 回は深夜 0 時まで受付をしましたが、相応のニーズがありました。

(3) 日本司法支援センター三重地方事務所（以下「法テラス」といいます）との連携

平成 21 年には 2 回、法テラスとの共催による無料法律相談を実施しました。相談

場所はハローワークの近隣地域を選ぶなど、労働者からのアクセスが容易となるよう配慮しました。

(4) 行政との連携

三重県と連携し、四日市市内と鈴鹿市内に外国人労働者からのアクセスを容易にするため通訳人を待機させた上で、平日に毎日、法律相談を実施しています。

(5) 津地裁との連携

労働審判法施行前、津地裁と協議会を開催し、円滑な運用を目指しました。

その結果、津地裁は、労働審判の依頼を受けた弁護士が第1回労働審判期日に同地裁で別の事件の予定が既に入っている場合、別事件の期日変更を無条件に応じる、という運用を行うに至りました。なお、労働仮処分事件や労働審判事件などを含む一般民事事件の運用改善のための協議会も、定期的または不定期的に開催しています。

4. 今後の課題

以上の取組みだけではなお十分ではないと考えられます。そこで今後、以下のような内容に取り組めないかを検討しています。

(1) 無料法律相談の導入

多重債務に関する法律相談制度に見習い、一定の要件を満たした場合の労働問題に関する無料法律相談制度を導入できないか。

(2) 専門相談（有料）の導入

一定日の一定時間に労働相談を集中させ、その日に行けば専門相談を受けられるなどの有料法律相談制度を導入できないか。

(3) 同行制度の導入

生活保護分野や被害者支援分野における同行、付添制度などを見習い、労働基準局や労働局への申告などへの同行や付添を無料で援助する制度を導入できないか。

(4) 行政機関との連携

行政の運用改善や他府県の情報等の提供などを含め、労働基準局や労働局などの行政機関と定期的な協議会等を開催できないか。

(5) 会内研修

当会独自の研修等（例えば、ある一つの素材を検討し、労働者側代理人、使用者側代理人それぞれの立場から見た場合、どうなるかを議論し、意見交換するなど）を行い、研鑽する機会を持つことができないか。

三重県民にとって、労働分野においても弁護士及び当会がより身近な存在となる必要があります。このことは、解雇や雇止めされたら途端に自身や家族の生活が立ちゆかなくなる労働者側においてはもちろん、資金繰りに苦しむ中小企業者などを含む使用者側においても同じです。

(6) 結語

当会は、この目標を達成するため、この地域司法計画を一つ一つ達成または改善して行きます。

Ⅷ 環境問題

1. 三重県の環境問題

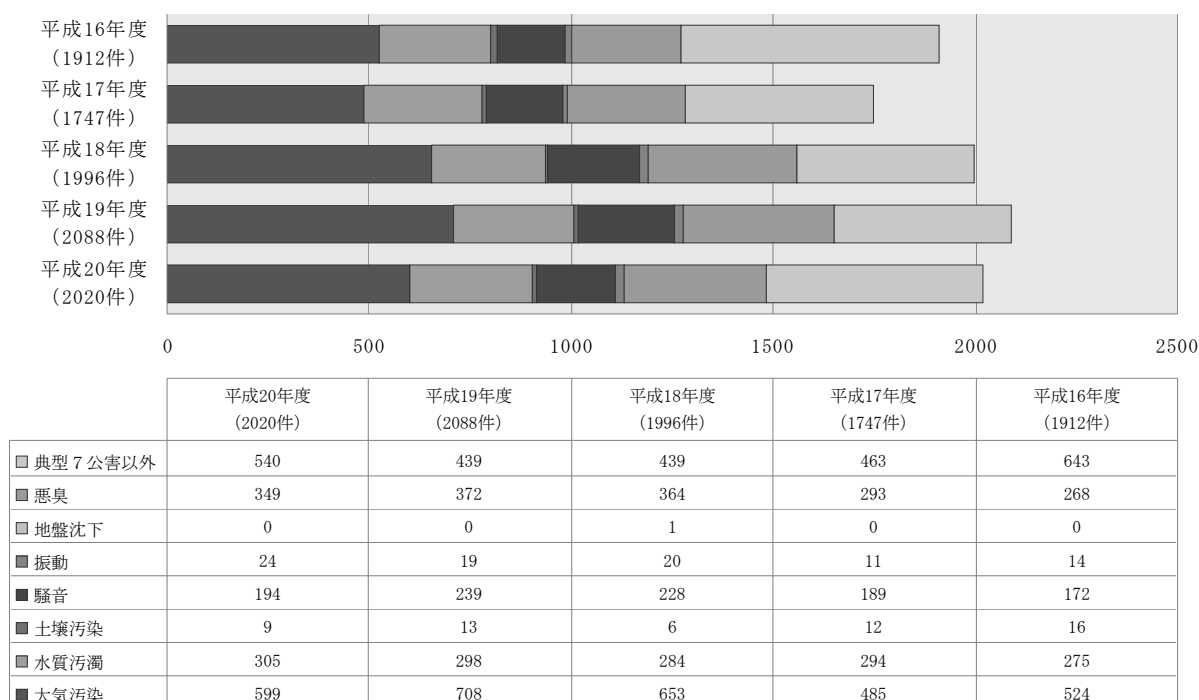
(1) 環境問題の動向

昭和 30 年代半ばからの高度成長期、日本各地で公害が問題となり、三重県でも四日市ぜんそくが社会問題となりました。四日市ぜんそく訴訟の津地方裁判所四日市支部判決においては、共同不法行為と因果関係について画期的な判断が下され、その後の裁判や国・地方自治体の施策に影響を及ぼしました。近年においては、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌の汚染、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散が問題となっています。また、地球温暖化、里山・森林の荒廃や開発による生物多様性の喪失も大きな問題となっています。

公害は個人の生命・身体を侵害します。良好な環境で暮らすことは個人に保障された権利であるといえます。よって、環境問題、公害問題は人権にかかわる問題であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が積極的に関わっていかねばならない問題であるといえます。

(2) 県または市町村が取り扱った公害苦情（三重県平成 20 年版環境白書及び三重県環境森林総務室への問い合わせに対する回答より）

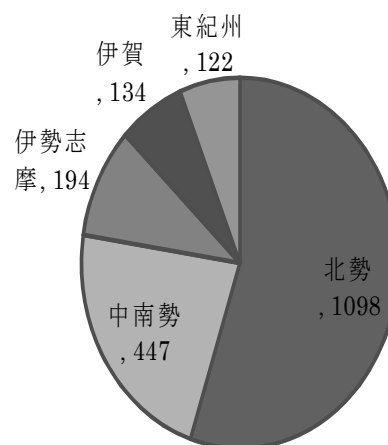
平成 16 年度から 20 年度に県または市町村が取り扱った公害苦情件数は下記のとおりとなっています。



平成 18 年度の公害苦情件数 1996 件を発生地域別にみると、右のようになり、北勢地域が約 55 %、中南勢地域が約 22 %を占めています。

また、市都別にみると桑名市、四日市市、津市、松阪市の順になっています。

公害苦情件数を主な発生原因別にみると、苦情件数が多い順では、野焼き等による焼却が 507 件（26 %）と最も多く、次いで流出・漏洩 189 件（10 %）、廃棄物投棄 173 件（9 %）、産業用機械作動 169 件（8 %）となっています。



(3) 三重県公害紛争審査会が取り扱った公害紛争処理

三重県公害紛争審査会は、新規の事件として平成 17 年度に調停事件を 4 件、平成 18 年度に調停事件を 3 件、平成 19 年度に調停事件を 1 件取り扱っています（三重県平成 20 年版環境白書より）。三重県公害審査会での取り扱い調停事件は、平成元年以降 45 件となっていますが、そのうち 17 件につき弁護士が代理人となっています（三重県環境森林総務室への問い合わせに対する回答より）。なお、総務省の外局にあたる公害等調整委員会も、三重県の公害事件を数件取り扱っています。

2. 環境問題に対する法的対応

(1) 司法手続き

紛争となっている環境問題について、司法手続きになじむ場合には裁判所を通じて被害救済・被害の未然防止を図ります。

しかし、現在の日本の訴訟制度では、行政訴訟の取消訴訟においては原告適格や処分性の要件が厳格であること、義務付け訴訟においては不作為の違法性の明白性が求められること、行政訴訟・民事訴訟の差止め訴訟においては原状回復の困難性や損害の重大性、被害の蓋然性の立証が求められる、住民訴訟の対象は財務会計行為に限られるなどの理由から、環境問題を司法手続きで解決することは困難となっています。

(2) ADR

公害等調整委員会での解決は ADR（裁判外紛争解決手続）と呼ばれる手続きで、①専門家が関与する、②機動的な資料収集・調査を行うことができる、③迅速な解決が図られる、④費用が安いという利点があります。三重県公害紛争審査会も ADR の一種です。しかし、いずれの機関も取り扱う問題がいわゆる典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に限られているという難点があります。そのため、基本的には、自然破壊について取り扱ってもらうことはできません。

(3) 調査請求（三重県生活環境の保全に関する条例第102条）

現に公害を受けている人、又は受けていると思う人は、三重県知事に対し、ばい煙発生施設、粉じん発生施設等の汚染物質の処理の状況等についての調査を請求することができます（三重県生活環境の保全に関する条例第102条第1項）。調査の請求を受けた知事は、速やかに必要な調査を行い、その結果を請求者に通知することとされています（同条例同条第2項）。この調査は三重県独自の制度であり、この制度を活用すれば、費用をかけずに公害の実体を知ることができます。

(4) その他

その他、関係機関等に対する提言・要望等、啓発のための広報活動なども当会の活動として重要です。

3. これまでの活動と今後の課題

(1) これまでの活動

これまで、各弁護士が原子力発電所や道路公害、産業廃棄物処分場等の問題に取り組んできました。また、当会は、水道水源保護条例の調査として、鳥羽市への聞き取り調査を行ったりしてきました。

(2) 今後の課題

ア 情報提供

県民が抱える環境問題に関する相談について応えることができるよう、とりうる手続きや対応可能な弁護士について当会が十分な情報を提供する必要があります。

イ 環境問題に精通した弁護士の養成

三重県で環境問題を取り扱う弁護士の数は非常に少ないのが現状です。一方で、三重県や県内の市町村には毎年、2000件弱の公害苦情が寄せられています。したがって、県民が抱える環境問題について弁護士が足りていない状況にあるといえます。そこで、環境問題を取り扱う弁護士を増やすため、専門的知見を高めるための研修を重ねる必要があります。

ウ 救済制度の整備

司法手続きについては、前項で指摘した問題や、鑑定料金や弁護士費用の負担が重いという問題があります。ADRについても、すべての問題に対応できていないという問題があります。これらの問題を解決することも重要な課題です。訴訟費用の片面的敗訴者負担制度や、団体訴訟制度は解決策として注目されます。

Ⅸ 子どもの権利

1. 子どもの権利委員会の設立

当会では、これまで、子どもの問題については、人権擁護委員会の中で対応してきましたが、子どもを取り巻く環境の複雑化、子どもに関する問題の多様化等を受け、よ

り一層積極的に活動を行うために、平成 21 年 4 月に、子どもの権利委員会を設立しました。

2. 現状と課題

(1) 少年事件

少年が事件に関わり家庭裁判所に送致された場合に、少年に付添って様々な観点から少年を支援する者を付添人といいます。観護措置決定（家庭裁判所が少年を少年鑑別所に送致する決定）がなされ、外界から遮断されると、少年は、未成熟であるため、成人よりも一層精神的に不安定になりますし、黙秘権などの諸権利や今後の手続等についての知識も持っていません。そこで、弁護士が、付添人となり、少年を精神的に支え、諸権利等のアドバイスや更生に向けた支援などをすることが必要です。付添人の依頼は、少年やその家族ら自身がしなければならないのが原則ですが、少年事件を扱う弁護士を見つけることができない場合や、費用の面から依頼できないことも多いのが現状です。また、国選付添人制度（裁判所が付添人を選任する制度）がありますが、その対象は、観護措置決定がなされた事件のうち、殺人、強姦、強盗等の法定の重大事件で、かつ、裁判所が必要と認めた場合などに限定されています（観護措置決定全体 85 件のうち 2 件のみ選任、平成 20 年度、三重県内全域）。他方で、一般の刑事被告人については、一定の軽微な犯罪を除いて、全件、国選弁護人が選任されます。少年の未成熟さ等からすれば、少年には、一般の成人以上に弁護士の助力が必要であることは明らかです。抜本的には法改正が必要ですが、国選付添人制度の対象事件が上記のように限定されている現状において、全国の各弁護士会が当番付添人制度（当番付添人名簿に登録された弁護士が、当番制で、少年などからの要請の応じ、少年鑑別所等へ出向いて相談に乗り、その後、原則として付添人になるという制度）を運営しています。当会においても、16 歳未満の少年を対象として当番付添人制度がスタートし、平成 22 年 4 月 1 日から、対象少年を、17 歳未満に拡大しました。

(2) 児童虐待問題

三重県内の児童相談所の児童虐待対応件数は 395 件（うち津市内 164 件）にのぼっています（平成 20 年度）。県内の自治体の中には、児童虐待防止のためのネットワーク会議が設置されており、同会議には、当会の弁護士が委員として参加していますが、こうしたネットワーク会議との連携を含めて、虐待問題に対する取り組みが今後の課題となります。

X 民事介入暴力(民暴)

1. 「民暴事件」とは

「民暴事件」とは、暴力団等が他人の民事紛争に介入し、もしくは、民事紛争を作り

出して、暴力や集団の威力を背景に不当に金品を得ようとする行為全般を指します。

暴力団の構成員及び準構成員の総数は、減少傾向にあるとはいえ、平成 20 年末現在、約 8 万 2600 人にのぼります。平成 4 年に施行された暴力団対策法は、施行から 17 年が経過し、その間、暴力団の威力資金獲得行為を、(中止命令の対象である)「暴力的要求行為」として追加する等、規制を強化してきました。そして、平成 16 年及び平成 20 年の法改正では、行政庁に対する不当要求行為を規制対象として追加するほか、民法の不法行為責任の特別法と位置づけられる組長責任の規定も設けられました。こうした数次の改正を通じて規制が強化されましたが、近年、暴力団は、組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜したりしています。こうした暴力団組織の不透明化の裏面として、組織的なヤミ金融、振り込め詐欺、架空請求等によって、一般市民や企業・行政に対して不当な被害を与える深刻な事態が生じています。従って、弁護士が取り組むべき「民暴事件」も、行為主体の属性ではなく、行為の態様に重点が置かれる、という状況にあります。

2. 当会におけるこれまでの取り組み

当会は、「民事介入暴力対策委員会」(以下「民暴委員会」とします。)を中心として、次のような取り組みをしています。

(1) 個別の民暴事件に対する取り組み

暴力団組事務所の明渡し事件のほか、暴力団員が絡んだ民暴事案はもちろん、暴力を背景とした不当要求事案に対しても、被害者から個別に依頼を受けて、事件処理に当たっています。

(2) 研究・組織的活動

民暴委員会は、当会と、三重県警察本部並びに(財)暴力追放三重県民センター(以下「暴追センター」とします。)との間の三者協定に基づき、毎年 2 回、暴力団対策のノウハウの集積、地域との連携、行政対象暴力対策などの研究を行っています。

特に、最近の取り組みとしては、平成 17 年から平成 18 年にかけて、三重県下の自治体を対象として、機関誌等の購読要求の有無・内容に関するアンケートを一斉に実施し、その結果を踏まえて、いわゆる「ゴロ新聞、ゴロ雑誌」などの機関誌を発行するエセ右翼、エセ同和団体等に対し、民暴委員会の弁護士が、購読拒否の通知文書を一斉に発送する、という組織的活動を行っています。

(3) 責任者講習への講師の派遣など

暴力団対策法に基づいて暴追センターが主催する責任者講習に、民暴委員会の弁護士を講師として派遣し、弁護士が、行政及び企業の責任者・担当者向けに、不当要求に対する対応の仕方等を内容とする講習を実施しています。

また、暴追センターが主催する暴力相談(毎週水曜日実施)で、民暴委員会の弁護士が無料相談を行っています。

3. 今後の課題・施策

(1) 行政対象暴力禁圧への更なる取り組み

平成 20 年に暴力団対策法が改正されて、行政に対する不当要求行為が、同法 9 条の「暴力的要求行為」として追加されたことに象徴されているように、行政をターゲットにした不当要求行為の禁圧が全国的な課題となっており、この分野に弁護士が積極的に関与していく必要があります。中でも、これまで対策が講じられていなかった「国の行政作用」に対する不当要求の禁圧に向けて、弁護士がいかに関わっていくかが課題となっています。この点に関して、公共用地の取得業務からの不当要求排除を目的として、平成 22 年 2 月 1 日、国土交通省中部地方整備局と三重県警との間で、「連携強化に関する確認書」が締結され、不当要求等に関する情報交換の場としての「連絡会」が設けられましたが、民暴委員会の弁護士も「連絡会」の構成メンバーとして参画することになり、職員に対する研修のほか、国に対する行政対象暴力の個別事案に対して、弁護士が関与していく途が開かれました。

(2) 個別の民暴事案の増加に対する対処

民法の不法行為責任の特別法として、暴力団対策法 16 条、31 条の 2 が新設され、暴力団員の抗争、暴力団員による威力資金獲得行為に関する民事責任の追及が容易になったことに伴い、被害者の事後的救済が必要な事件が増加することが予想され、この種の個別事案に、弁護士が積極的に関わっていく必要があります。

XI 犯罪被害者の支援

犯罪により最も苦しい立場に追い込まれるのは犯罪被害者です。

犯罪被害者の多くは、犯罪による直接的な被害をうけるにとどまらず、被害回復の措置がなかなか講じられない、捜査や裁判の過程において名誉やプライバシーの侵害に晒されるといった第二次、第三次の被害を受け、社会において孤立することを余儀なくされています。

そこで、当会は、犯罪被害者の尊厳を尊重し、その権利利益の保護を図るため、平成 17 年 3 月に犯罪被害者支援センターを設置し、犯罪被害者のための法律相談、示談交渉等の活動をおこなってきました。

また、平成 20 年 12 月から刑事裁判への被害者参加制度が開始され、犯罪被害者が公判期日に出席し、被告人に対して質問などを行うなど刑事裁判に直接参加することが可能となり、一定の要件のもとでは無料で被害者参加の援助をする弁護士が選任されることとなりましたが（国選の被害者参加弁護士）、当会では犯罪被害者の援助に精通した弁護士の名簿を作成し、名簿搭載者のなかから国選の被害者参加弁護士が選任される体制をつくっています。

このように当会は犯罪被害者支援のための活動をおこなってきましたが、今後は次の

点に重点を置いて活動をします。

① 身近な弁護士会

当会では犯罪被害者のための法律相談制度がありますが、相談件数は多くはありません。犯罪被害者にとって、当会が身近で相談しやすい存在であるとの信頼を得られるようにします。

② 関係機関との連携

犯罪被害者には法的支援のみならず、心理的支援、経済的支援、医療的支援等多面的な支援が必要です。

行政や各種支援団体との連携を深め、犯罪被害者の抱える問題に対し、早期かつ多面的に対応します。

③ 立法・行政への提言

犯罪被害者支援の観点から現行の立法や行政サービスを検証し、改善手段等を考察して、立法・行政へ提言します。

XII 法教育

1. 法教育の必要性

「法教育」とは、アメリカの法教育法にいう Law-Related Education に由来する用語で、特に、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、「法的なものの考え方」を身に付けるための教育を意味するものです。これには、法曹養成のための法教育とは異なり、一般の人々が対象であること、知識型のものでなく法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考えるものであること、さらには、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること、などに特色があります（法教育委員会著「はじめての法教育」株式会社ぎょうせい発行参照）。

法教育については、従来からその必要性が唱えられてきたところですが、昨今のわが国の社会構造の変化を背景として、その必要性は高まっています。すなわち、一般市民の権利意識の高まり、国際化などによる価値観の多様化、事前規制社会から事後規制社会への転換、裁判員制度の導入など、近年の様々な社会構造の変化は、一般市民における「法的なものの考え方」の必要性をますます高めています。

このような背景の中、法務省は、2003年7月に法教育研究会を発足させ、その普及に努めています。2008年3月に告示された新しい小学校並びに中学校の学習指導要領でも、「法教育」の点が強化されています。

そして、日弁連では、従来から法教育における先駆的な役割を果たしてきていたが、2003年4月に「市民のための法教育委員会」を立ち上げ、より一層の普及に努めています。各単位会におきましても、法教育に関する委員会を立ち上げ、各自治体の教

育委員会，裁判所，検察庁などと連携し，模擬裁判，研修会を実施するなど，積極的に法教育を実践しています。

2. 当会の取り組み

当会においても，法教育に関し，平成 18 年度から平成 21 年度にかけて，以下のとおり，様々な取り組みを行ってきました。

(1) 裁判員制度に関する取り組み

裁判員制度に関しては，法曹三者で連携し，一般市民を対象とした説明会を開催したり，県内の高校やロータリークラブ，商工会議所などからの依頼により，各所に講師を派遣して，説明会を開催したりしています。

(2) 青少年を対象とした法教育の取り組み

青少年を対象とした法教育に関しては，平成 18 年度以前から，三重県消費生活室からの依頼により人権擁護委員会（消費者問題対策委員会）から講師を派遣し，県内の高校生を対象として，青少年消費生活講座を開催しており，クーリングオフの方法，キャッチセールスへの注意喚起，クレジットカード利用上の注意点，マルチ商法，書類に署名・押印する事の法的意味合いの説明，自身が契約した口座・携帯電話を第三者に使わせることの危険性をレクチャーしたりしています。

また，検察庁が主体となり法曹三者協力の下，平成 18 年から平成 21 年までの間，毎年 1 回，県内の応募のあった中学，高校等の社会科教員を対象に，法教育の重要性について理解を図り，学習指導等に活用していただくことを目的として，裁判員制度及び法教育に関する研修も行っています。

そして，平成 21 年度から，津市教育委員会からの要請により，規範意識を育む専門家派遣事業の一環として，津市内の中学校に講師を派遣し，法教育出張講義を開催しています。

(3) その他一般市民を対象とした法教育の取り組み

また，三重県社会福社会長寿社会大学からの依頼により講師を派遣し，高齢者を対象に暮らしに生かす法律をテーマにした講座を開催するなどの活動もしています。

	裁判員制度について(各所)	青少年消費生活講座(* 県内高校生対象)	裁判員制度及び法教育に関する研修(* 県内社会科教員対象)	法教育出張講義 (* 県内中学生対象)	暮らしに生かす法律(* 県内高齢者対象)
平成 18 年度	18	5	1		5
平成 19 年度	2	5	1		
平成 20 年度	2	2	1		
平成 21 年度	1		1	4	
計	23	12	4	4	5

3. 法教育委員会の立ち上げと今後の課題

このように、当会では、これまでも法教育に関して、一定の取り組みをしてきました。そして、平成22年4月より、当会でも、法教育委員会が設置されました。これに伴って、これまでの取り組みを充実させるとともに、さらに、学校関係者などと連携しながら、法教育に関する研究、情報交換、法教育の指導、実践を行うなどして、より一層、「法的なものの考え方」を社会に普及させ、自由で公正な社会の実現に努力して行きます。

第4 これからの司法に対する提言

I 市民の常識に合った裁判・裁判所にするために

1. はじめに

裁判の内容や裁判所の運営については、ときとして国民の健全な常識から外れる内容となる虞があったことから、司法制度改革の一環として、裁判官制度や裁判所の運営などについて、改革が図られることとなりました。その一つが、地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会であり、もう一つが弁護士任官制度の充実化です。

2. 地家裁委員会（開かれた裁判所運営に）

（1）裁判所委員会制度

司法改革の重要な柱として、平成15年8月から新たな地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会が設置されました。これは平成13年の司法改革審議会の意見書で、「裁判所運営について、広く国民の意見等を反映する」ための「裁判所運営への国民参加」の制度として提案され、これを受けて最高裁判所が規則を制定して設置することになったものです。

実は、家庭裁判所には、従来から法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）のほか地方公共団体職員及び学識経験者を委員とする家庭裁判所委員会が設置されており、同委員会は「市民の声を裁判所の運営に十分反映させよう」という趣旨の画期的な制度でした。ところが、実際の運用は形骸化しており、市民の意見を聞き入れる機能が全く失われてしまいました。

新しい地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会は、このような機能不全に陥った旧家庭裁判所委員会の実態の反省の上に立ち、地方裁判所・家庭裁判所が国民の目線に下りてユーザーからいろいろな声を聞くことが必要だとの考えに基づき設置されたものです。

（2）三重の裁判所委員会の現状と課題

この新しい津地方裁判所委員会・津家庭裁判所委員会は、それぞれ裁判所2名・検

察庁・弁護士会各1名の合計4名の委員の外に、8名の市民の委員が選任されており、年に2回程度委員会が開催されています。

そこでは、国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために、必要な裁判所運営の諸施策などがテーマとされて委員間で議論が交わされ、パンフレット類の改善など一定の成果を上げています。しかし、他方で、裁判所が一定範囲の団体からの推薦により学識経験者委員を委嘱しているため、充て職的に委員に就任される方もみえ、また、委員の任期が2年であるのに、年2回しか委員会が開催されないため、学識経験者委員が裁判所の問題を正確に理解できず十分な意見表明ができないままに任期が満了してしまっているというような問題などがあります。

法律家だけではなく、利用者である市民の声が裁判所に反映されることが求められているのであり、三重県民の声が市民委員あるいは弁護士会などを通して多数寄せられていく必要があります。そのため当会としては、現状の津地方裁判所委員会・津家庭裁判所委員会のあり方の改善の努力も怠るべきではなく、また、この両裁判所委員会において、裁判所と市民委員との双方向の意見交換が行われ、県民の代表である市民委員が裁判所運営についての忌憚のない問題点を的確に把握した意見が述べられるような運営を実現するために、当会の弁護士委員をはじめ市民委員のバックアップ体制を整える必要があります。

(3) 弁護士任官の推進

ア 裁判官については、10年の任期制となっていますが、司法研修所を終了してすぐに裁判官となったキャリア裁判官がそのほとんどを占めています。従って、裁判官は社会経験が乏しいままに社会のあらゆる事象を判断しなければならないこととなります。このような制度のもとでは、時として健全な市民の常識から外れる内容の裁判がなされる危険性があります。

そこで、一方では、裁判官10年までの判事補に裁判官以外の弁護士などの仕事を経験させ市民感覚を学ばせる「他職経験の推進」が叫ばれていますが、余り進んでいるとはいえません。もう一方で、より当事者に近い位置にいるために幅広い経験を積むことができる弁護士から裁判官を選ぶ、いわゆる弁護士任官制度の充実化が求められます。このことは、また、キャリア裁判官だけの同質的な構成であった裁判所に、別の感覚の風を吹き込むこととなる大きなメリットもあります。

イ 常勤裁判官

全国での常勤裁判官への弁護士任官者は、平成13年：4名、平成14年：5名、平成15年：10名、平成16年：8名、平成17年：4名、平成18年：5名、平成19年：6名、平成20年：4名を輩出しています。中部弁護士会連合会管内（三重・愛知・岐阜・福井・石川・富山の6県の弁護士会で構成するブロック連絡会）では、平成15年、平成16年及び平成18年に各1名の弁護士任官者が生まれています。

しかい、問題は弁護士任官の数が余り増えていないことです。現在は、弁護士任官者も他の裁判官と同様に転勤しなければなりません。しかし、一定の経験を有する弁護士任官者はマイホームを持つなど地域に密着しており、通勤可能な範囲の裁判所に勤務したり、10年の任期が終了した場合に帰ってくる法律事務所を用意するなどの配慮がなければ、市民の信頼を得て活動している有能な弁護士が任官を決意することは容易ではありません。私たちが「このような弁護士に裁判官になって欲しい」と望む弁護士を任官させるためには、このような様々な障害を克服していく必要があります。

ウ 非常勤裁判官

平成15年7月の法改正によって、簡易裁判所と家庭裁判所の調停手続においては、弁護士が特定の曜日だけ調停官として勤務する非常勤裁判官の制度ができました。弁護士任官の調停官の採用により、従前は裁判官が多忙なため十分調停に関与できなかった状況が改善され、民事・家事の調停が充実したものとなることが期待されます。また、このような非常勤裁判官制度は、常勤裁判官への弁護士任官を促進するための環境整備としても重要です。

制度発足以来の非常勤裁判官への弁護士任官者は、全国では、平成15年：29名、平成16年：28名、平成17年：32名、平成18年：58名、平成19年：17名、平成20年：50名で、中部弁護士会連合会管内では、平成15年：3名、平成16年：2名、平成17年：3名、平成18年：7名、平成19年：1名、平成20年：8名を輩出しています。

この制度の導入は、一部の家庭裁判所・地方裁判所・簡易裁判所にとどまっており三重県内では導入されていませんが、非常勤裁判官は、裁判所の中で、より当事者に近い位置にいる法律家としての職務感覚を生かして裁判官の職務の一端を担っており、制度改革本来の目的からすれば三重県内でも導入する必要があります。

エ 三重の課題

当会から常勤裁判官はもとより非常勤裁判官に任官した会員は未だ誕生していません。これは当会の会員数が対県民人口比で他府県と比較すると極めて少ないことが原因していると考えられますが、弁護士任官の趣旨を実現するため、当面は非常勤裁判官を誕生させることが当会の現実的な課題となります。

(4) 弁護士調停委員の現状

ア 本地域司法計画策定に当たり、当会所属弁護士で家庭裁判所の家事調停委員及び簡易裁判所の民事調停員として活動している会員弁護士に対し、アンケート調査を実施しました。

弁護士任官、キャリア裁判官制度改革とも関連するので、必要な限度でその結果を報告します。

イ 調停委員に就任している会員は全部で 11 名います。その内 7 名から回答をいただきました。家事調停委員のみのを担当している方が 1 名、民事調停委員のみのを担当している方が 1 名、家事・民事両調停委員を担当してみえる方が 5 名でした。

実際に担当されてきた事件の特徴としては、家事事件では遺産分割事件など、民事事件では日照権侵害・医療過誤・建築の瑕疵・交通事故など、いずれも法的論点が多くある難解な事件が多いという回答でした。

また、担当する事件数は、多い方で年間 20 件、少ない方で年間 5 件ということでした。

ウ 法的に難解な事件で、弁護士の調停委員が果たす役割は大きく弁護士の調停委員を増やす必要があることが指摘されていました。また、弁護士の調停委員を増やすことにより調停委員となった弁護士の 1 人当たりの事件数を減らし、負担を軽減することが必要であるとの指摘もありました。

どちらの指摘も果たさなければならぬ課題であり、今後、当会としても問題意識を持って取り組む必要があります。

II 法曹養成制度と地域司法

1. 新しい法曹養成制度

裁判官、検察官、弁護士などの法律実務家（法曹^{ほうそう}）は、平成 13 年から始まった司法制度改革により、現在では、主に、法科大学院を卒業した上で司法試験に合格し、かつ 1 年間の司法修習（裁判所、検察庁、弁護士会及び司法研修所での実務研修）を経て最終の卒業試験に合格した者に資格が付与される仕組みになっています。

かつて法曹の多くは大学を卒業した者が司法試験（大学を卒業していなくても、大学で一般教育課程を修了しているか、司法試験の第一次試験に合格していれば受験資格が付与される制度になっていた。）に合格し、司法研修所などで 2 年間実務教育を受け、最終試験に合格することによって資格を得ていましたが、今般の司法制度改革では司法の人的基盤を確立するため、質、量ともに豊かな法曹を送り出すことを目標に、法曹人口の増大と法曹養成制度とりわけ法科大学院という新しい法曹養成機関を創設する改革が行われています。

また、法曹の給源を多様化するため、法学部以外の学部を卒業した者にも、また大学を卒業し一定の社会経験を積んだ者にも広く門戸を開放するため、通常は修業年限 2 年の法科大学院に 3 年の未修者コースも併設され、新司法試験は法科大学院の卒業生のみが受験資格を得るものとしつつ、2 年間の司法修習は 1 年間に短縮され、これによって毎年多数の質の高い法曹を産み出すことが可能とされました。司法試験の合格者数もそれまでの 500 名程度から毎年増員し、平成 22 年には最終 3000 名程度に増やし、司法試験の合格率も法科大学院の卒業生の約 8 割程度となるよう想定されていました。

しかも、司法制度改革はこれだけにとどまらず、従来司法試験に合格した司法修習生には給与が支給されていましたが、平成 22 年度からは支給されなくなり、修習期間中の生活費は司法修習生が国から貸与を受ける制度に改変されてしまいました。

このように戦後長く続いた法曹養成制度は司法制度改革により大きく枠組みを変えてしまうことになりましたが、これまでの実施の過程において、積極評価できる成果とともに制度の歪みも指摘されるようになってきました。以下では、これからの地域司法を支える若き法曹をいかに確保し、やりがいを持って地域で活躍してもらえよう環境を如何にして作り上げていくのかという観点から新法曹養成制度について若干の検証を試みます。

2. 新法曹養成制度の光と影

この地域司法計画書を作成した平成 22 年時点の司法試験合格者数は約 2000 名です。500 名時代の 4 倍になっていますが、急激な増員の結果、当会の会員数も毎年多数の若手弁護士を受け入れるようになり、改革前は毎年の入会者があっても 1, 2 名程度であったのが、ここ数年は二桁を記録するようになりました。その結果、弁護士 1 名の法律事務所が主流であったのが、共同事務所が主流となりつつあり、津地方裁判所支部管内の弁護士も増える傾向にあります。弁護士数が少なかった三重県内の弁護士マップは大きく書き換えられつつあり、県民の司法アクセスが向上する要因になっていることは間違いありません。

しかし他方では、弊害も指摘されるようになっていきます。法曹養成と法曹人口問題を検討してきた国会議員の中には、「1. 学費・生活費を負担できる人のみが、2. 学校により司法試験合格率に不均衡があり、全体で二回試験不合格者数も増加し、司法研修所修了時にすら基礎知識不足が指摘されるような者が多く出現するような教育プロセスと、役所自らが認める司法試験合格者数の急増に起因する法曹の「質の低下」により、3. 社会の需要を相当に上回る法曹を生み出し、質量ともに就職難に陥る、結果になってしまっている。」と総括しているグループも現れてきました（「法曹養成と法曹人口に関する緊急提言」法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会会長高村正彦・2008 年 4 月 17 日）。

法科大学院に進学するには大学時代に続いて授業料を払い続けなければなりません。それ以上に生活費を工面しなければなりません。基本的には親をはじめとした家族の支援に頼ることになりますが、大学院を卒業するまでの間、家族支援が期待できる学生層がどの程度いるのかということを考えなくてはなりません。

また、合格者数の増大は単純に資質の低下となって現れるようになったとも言われています。本来は数だけでなく、資質も高い法曹を送り出すのが理念でしたが、現状では理想どおりにはなっていないということです。これは個人の資質に問題があるというより、多数の法科大学院を認可したこと（現在 74 法科大学院、定員約 5800

名)、法科大学院や司法研修所における法曹養成プログラムの検証なしにやみくもに合格者を増やしてきた結果によるものではないかと思われます。

更に問題なのは、弁護士の就職難が年々深刻化してきていることです。仮に就職できても低所得であったり（弁護士の平均所得と比較してのものではなく、大学を卒業して一般民間企業に就職した場合の給与水準、あるいはそれ以下の水準と比較してのものです。）、「ノキ弁（法律事務所の「軒先」だけを借りて仕事する給与のない弁護士）」、「即独（就職先がないので直ちに独立開業する弁護士）」などと呼ばれる所得保障のない弁護士を生み出しました。幾たびもの試験をくぐり抜け、多額の費用を投じて弁護士になっても、その先が就職難では真にやる気のある有能な若人を司法界に招き入れることができなくなってしまいます。現に法科大学院を志望する学生自体が激減しており、法曹離れが進行しているようです。これは極めて深刻な事態であると言わねばなりません。

3. 司法修習生の給費制の維持を

法曹の大量増員、弁護士の就職難に加えて、若い人たちの法曹になる夢を大きくくじく恐れがあるのが、司法修習生に給与を支給する（給費制）代わりに修習期間中の生活費を国が貸し付ける制度（貸与制）が実施されようとしていることです。

この制度は裁判所法の一部改正により、平成 22 年度から実施されることになっています。施行する裁判所規則によると、申請により毎月 23 万円に扶養家族がいる場合や家賃負担がある時は若干の上乗金を借り入れることができるというものです。しかも、連帯保証人 2 名を付けるかそれができなければ裁判所指定の金融機関の保証を付ける必要があります。もちろん、これまでのように地域手当、期末手当などはありません。医療保険、年金も裁判所共済を利用できなくなります。このように法曹志望者にはダブルパンチとなるものですから、魅力ある法曹養成制度どころか、法曹離れを一層助長する恐れがあります。

もう少し具体的に貸与制の問題点を指摘します。まず法科大学院も含めて学生時代奨学金を利用していた学生が司法試験に合格し、司法修習生になっても、そこで国から生活費の貸し付けを受ければ、学生時代の奨学金の償還債務に加えて国からの貸付金債務を負うことになります。そして、奨学金を分割返済しようとするれば、国からの貸付金の一部を返済原資に回すことになりますから、正に借金した金で借金を返すという多重債務状態に陥る危険性が出てくるのです。これでは奨学金を利用せざるを得ない学生はまず経済問題を解決しなければ法曹の道に進むことができなくなってきます。勢い法曹の道に進める者は大学だけでなく法科大学院に通わせ、なおかつ司法試験に合格した後も 1 年間の司法修習時代の生活を支えるだけの経済的余裕のある家庭に育った者でなければ事実上法曹の門戸が閉ざされてしまいます。

ところで、司法修習を終え法曹になる最短年齢は 25 歳です。未収者コースだと 26 歳

です。もちろんこれは全部ストレートに来た場合の話で実際の司法試験の合格者平均年齢は 28 歳を超えていますので、30 歳近くになるまで親などの親族が本人の生計を支えるだけの経済的余裕がなければならないことになるのです。しかし、これだけの余裕のある家庭がどれほどあるのでしょうか。社会人が法曹界に飛び込むことも今以上に困難となります。

以上の指摘は架空の想定ではなく、現状においても経済問題が若い人たちを法曹から遠ざける大きな原因になっていることを次に示したいと思います。

4. 法科大学院出身者にアンケート実施

現在法科大学院を卒業して津地方裁判所で研修を受けている司法修習生と法科大学院を出て当会に入会し弁護士として活躍中の方々に平成 22 年 1 月、学生時代の生活経済状況、貸与制になった場合の弊害、法科大学院教育などについてアンケート調査を実施しました。

37 名から協力を得ましたが、アンケート結果を集計分析すると、法科大学院時代の経済問題が確実に法曹を志望する学生に大きな障害になりつつあることがわかってきました。まず生活の拠点について学生時代と法科大学院時代を比較すると、自宅通学者は 7 名から 14 名に増えています。経済負担を考えて実家から通える法科大学院を選んでいく可能性があります。実際にも個別に尋ねると家庭の負担軽減を挙げる回答が多くあります。生計維持の方法についての比較でも、奨学金を得ていた者の数は 8 名から 15 名に 2 倍近く増えます。奨学金やアルバイトがなければ生計が維持できないと回答した者も 8 名から 12 名に増えています。それでは、法科大学院時代奨学金やアルバイトの比重が増えた反面、家庭の経済負担がその分軽減されたのでしょうか。残念ながらアンケート結果はその逆になっています。実家からの援助を受けていた者の数は 26 名から 33 名に増大しているのです。法科大学院ではより勉学に励む必要があるため奨学金に比重がかかり、更にそれだけでは不足するため実家の援助にも頼らなければならなくなるという傾向を今回のアンケート結果からも垣間見ることができます。借金と家族の支援という二重負担の構図が浮かび上がってきます。

アンケートに答えてくれた皆さんに貸与制について率直な意見を聞きましたが、経済問題が法曹になる障害となると回答した者は 35 名に上り、貧困家庭から法曹になる者はいなくなると回答した者も 32 名に達しています。その外、平均的収入の家庭からも法曹が出なくなると回答した者 12 名、法曹になるモチベーションが下がると回答した者も 16 名に達しています。これらは実際に法科大学院教育を受け新司法試験に合格した新法曹養成制度の下で育った若き法曹の意見ですから、真実味があり、これらの貴重な意見を十分尊重した制度見直しが必要であることを示しています。

アンケートでは、現状の法科大学院教育についても尋ねていますが、まず教育内容や方針は大学院により随分異なるようです。教員の資質については法曹などの実務家教

員の評価はある程度高いですが、大学研究者教員の評価は評価にばらつきがあります。最後に法科大学院の存否について尋ねましたが、必要である、もしくは改善されれば必要もしくはあっても良いと回答した者の方が多数派となっているようです。いずれにしてもかなりの改善が求められていることには間違いありません。

5. 地域司法と法曹養成

法曹人口、とりわけ弁護士の数だけ増やしても過疎地、当県では南紀地方の弁護士数が増えないことが明らかになりつつあります。当会では日本弁護士連合会とも協力しながら、熊野市に熊野ひまわり基金法律事務所を設置しています。こうした公設事務所を強化する取り組みは今後も続けていくと同時に、意欲と資質のある公益活動弁護士を過疎地に派遣するためには、法曹養成制度自体が魅力があり、経済的困難があっても克服できるような仕組みを備えている必要があることは言うまでもありません。こうした意味においても今回取り上げた司法修習生の生活費貸与制度は速やかに見直されるべきであるといわなければなりません。

第5 結び

今次の司法制度改革は、「市民の、市民による、市民のための司法」の実現を目指して実現されたものです。迅速に制度設計がなされ、かつ実施されたという面では、そのこと自体、評価されるべきであることは言うまでもありません。しかしながら、他方、上記でみたように、不十分な点、極めて不十分な点もしくは欠落したところがあることは否めません。

三重弁護士会は、会員が一致団結して、司法制度改革により実現した新たな制度について、個別の課題に対して、地道に、かつ誠実に取り組み、制度の拡充を図るとともに、不十分な点ないし欠落した部分について、司法に対し提言をすることとし、引き続き「よりよき司法」の実現に向かって前進していきますので、宜しくご理解、ご協力をお願いいたします。

以上

【編集者】

板垣謙太郎 伊藤誠基 服部一孝 増井正人 森川 仁 森下英俊 山本伊仁
横山慶志 渡辺伸二

【執筆者】

伊藤誠基 尾西孝志 川端康成 木村夏美 熊澤嘉信 河之口学 庄司正樹
出口 崇 中谷大介 西尾有司 村瀬勝彦 森 一恵 山本伊仁 渡辺伸二

〒514-0032三重県津市中央3-23

三重弁護士会
TEL059-228-2232

<http://homepage3.nifty.com/miebar/>